

富山県災害時受援計画

平成31年3月策定

富山県

目 次

第 1 章 総 則	1
1 計画の必要性	1
2 計画の目的	2
3 計画の位置づけ	3
4 適用範囲	3
5 受援対象業務	4
6 平常時からの取組・計画の見直し	4
第 2 章 受援・応援体制	5
1 基本方針	5
2 受援・応援組織	5
3 市町村における受援体制	12
4 タイムラインの作成	17
第 3 章 人的支援の受入れ	20
1 基本方針	20
2 人的支援の受入れ・応援職員派遣の全体像	20
3 広域応援部隊の受入れ	21
4 保健医療活動チームの受入れ	25

5 福祉・介護職員等の受入れ	28
6 自治体応援職員の受入れ	29
7 応急危険度判定に係る受入れ	39
8 災害救援ボランティアの受入れ	41
9 廃棄物処理（し尿・生活ごみ・災害廃棄物）に係る受入れ	43
第4章 物的支援の受入れ	45
1 基本方針	45
2 物的支援の受入れ・供給の全体像	45
3 物的支援担当の設置及び構成	49
4 物資拠点候補施設のリストアップ及び運営等のマニュアルの作成	51
5 関係機関の役割とタイムライン	56
6 物資拠点の選定	58
7 物資拠点の開設	59
8 市町村物資拠点の把握	60
9 被災市町村における物的ニーズの把握・取りまとめ	61
10 県備蓄物資の供給準備	62
11 物的支援の要請	62
12 支援物資の受入れ	64
13 支援物資の供給	64

14 県物資拠点の運営	66
15 災害発生時の輸送手段の確保	68
16 自衛隊に対する災害派遣要請	68
17 物資輸送ルートの確保等	68
18 自動車燃料の確保	69
19 義援物資の取り扱い	69
20 余剰物資の取り扱い	69
第5章 その他の受援	70
1 緊急輸送ルートの確保	70
2 ヘリコプターの運用調整	71
3 燃料、電力、ガスの供給	71
4 費用負担及び事故等の責任	74

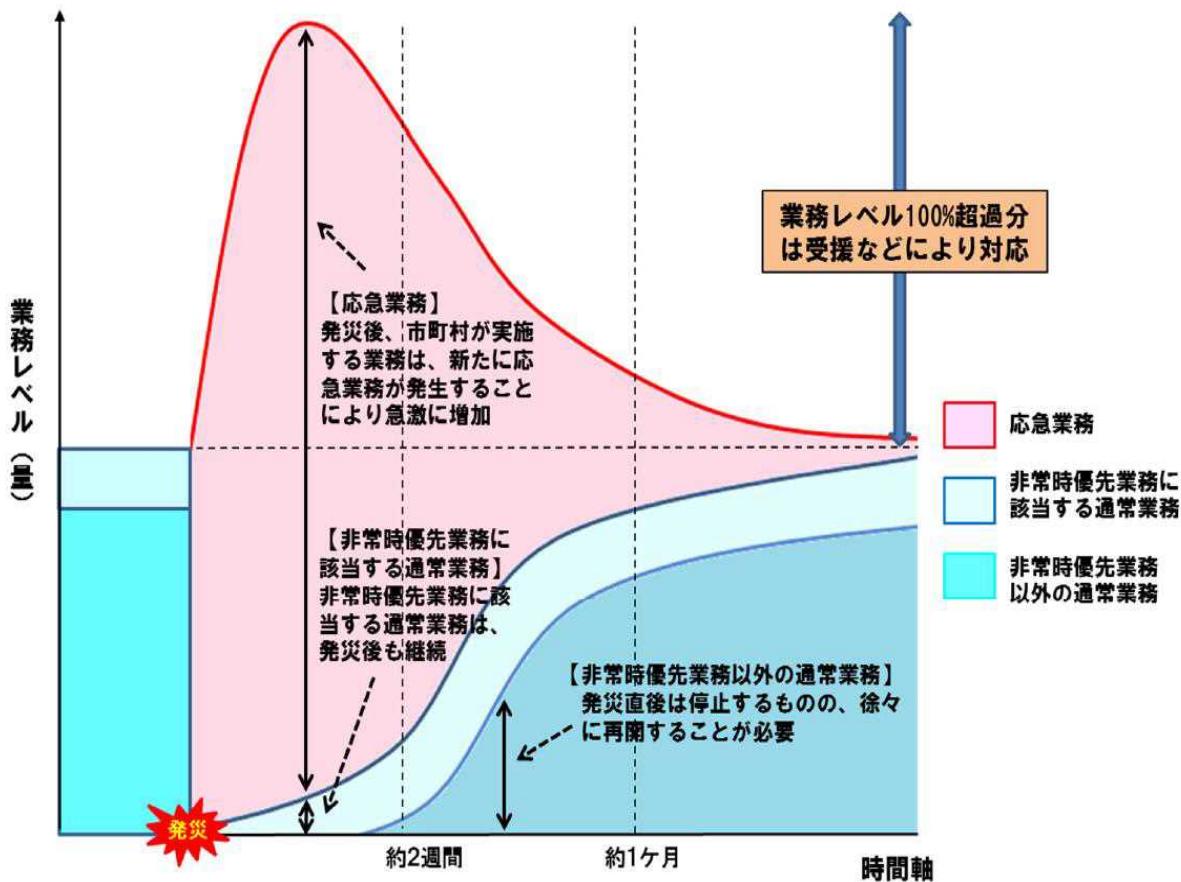
第1章 総則

1 計画の必要性

- 災害が発生すると、たとえ被害の規模が小さく、影響範囲が限定的であっても、被災自治体においては、通常業務の範囲や量を超えて生じる新たな業務への対応が必要となる。
- 被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や量は拡大し、被災自治体単独での対応は一層困難になる。このような自治体の対応力を超える状況下で不可欠なのが「応援の受け入れ」である。
- 被災地外の自治体においては、災害対策基本法や災害時相互応援協定などに基づき、災害発生直後から職員の派遣や物資等の提供を行うなど、被災地を支援する。
- 一方、こうした応援状況の実態に対し、受援側の自治体の準備は、必ずしも十分とは言えず、この「応援の受け入れ」を想定した計画が求められている。

図表1－1 災害時における業務レベル図

(「市町村のための業務継続計画作成ガイド」(平成27年5月内閣府)より抜粋)



2 計画の目的

- 本計画は、災害対策基本法及び防災基本計画で明確化された支援を踏まえ、富山県において大規模な災害が発生した場合に、被災市町村と連携し、国や県内外の地方公共団体、防災関係機関、民間事業者、ボランティアなどの各種団体から人的・物的支援を円滑に受け入れるための支援体制をあらかじめ整備しておくことにより、迅速かつ効果的な被災地・被災者支援を実施することを目的とする。

図表1-2 災害対策基本法

第40条

3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

第42条

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

第49条の2

災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

図表1-3 防災基本計画

第2編第1章第6節2（5）

- 地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。
- 都道府県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- 市町村は、都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

図表1-4 富山県地域防災計画

（地震・津波災害編）第2章第4節第7

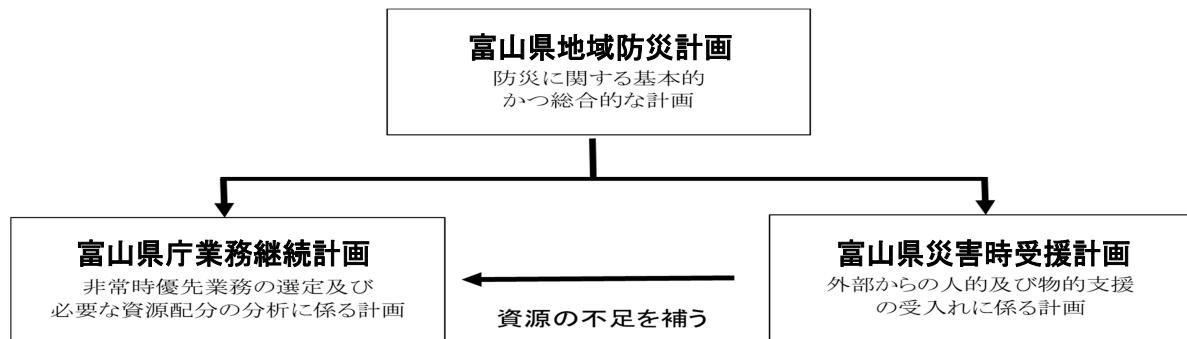
県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第74条の規定による応援要請に關し、あらかじめ国及び隣接県をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける觀点から、遠方に所在する都道府県等との応援協定の締結を推進する。

また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

3 計画の位置づけ

- 本計画は、富山県地域防災計画を具体化する計画の一つとして位置づける。
- 富山県庁業務継続計画（富山県庁B C P）にある非常時優先業務に必要な人的及び物的資源の不足について、外部からの応援を受け入れる計画とする。
- 市町村においても、本計画と整合の取れた受援計画の策定が望まれる。

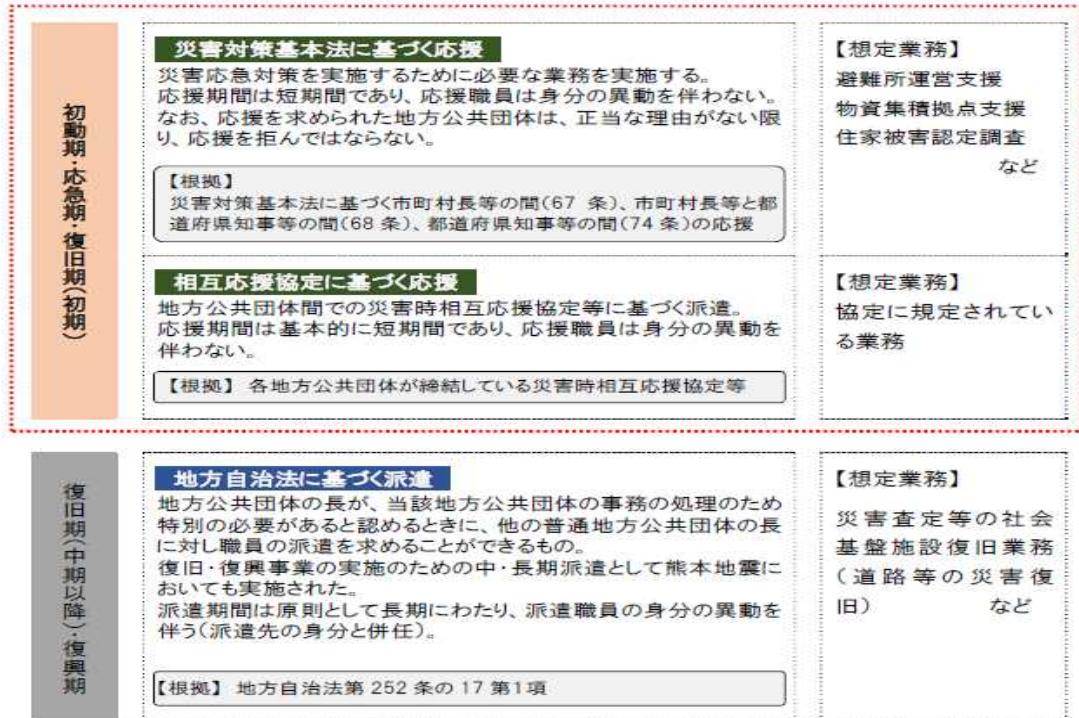
図表1－5 受援に関する他の計画との関係



4 適用範囲

- 本計画は、災害発生後から想定される受援・応援の形態のうち、図表1－6の枠内（点線部分）の「初動期」（発災後概ね3日間）、「応急期」（4日目～）及び「復旧期（初期）」（～約1か月）における受援・応援を対象範囲とする。

図表1－6 受援計画の適用範囲（人的支援の例）



5 受援対象業務

- 本計画は、県や市町村の行政機能の維持や避難者に物資を速やかに届けるための人的・物的支援のほか、救助・救急、消火活動等に係る広域支援などの独自の枠組みを持つ支援（国等による定型化された応援など）の調整を対象とする。

図表1－7 国等による定型化された応援など

基本的な枠組み	応援の種類・主体
市町村による枠組み	市町村間相互の応援協定や民間企業等との協定に基づく応援
都道府県による枠組み	県内市町村相互応援に関する協定に基づく応援 都道府県間相互の応援協定や民間企業等との協定に基づく応援
全国自治体間の枠組み	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援 (全国知事会の調整) 全国市長会・全国町村会の調整による応援 指定都市市長会の調整による応援
指定行政機関・指定公共機関等による枠組み	国等による定型化された応援 (総務省) 被災市区町村応援職員確保システム (対口支援) (消防庁) 緊急消防援助隊 (警察庁) 警察災害派遣隊 (自衛隊) 災害派遣部隊 (国交省) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) (厚労省) 救護班・災害派遣医療チーム (DMAT) 災害派遣精神医療チーム (DPAT) (環境省) 災害廃棄物処理支援ネットワーク D.Waste-Net など
その他	事前に協定を結んでいない、自主的な応援

6 平常時からの取組・計画の見直し

- 本計画の実効性を高めるため、市町村や関係機関等と連携して、定期的に受援・応援の内容や方法を確認し、検証するための訓練を実施するほか、平常時から相互に顔の見える関係づくりに努める。
- 訓練を踏まえた課題に対する改善、また、市町村や関係機関等の体制変更等の反映など、本計画の見直しを継続的に行う。

第2章 受援・応援体制

1 基本方針

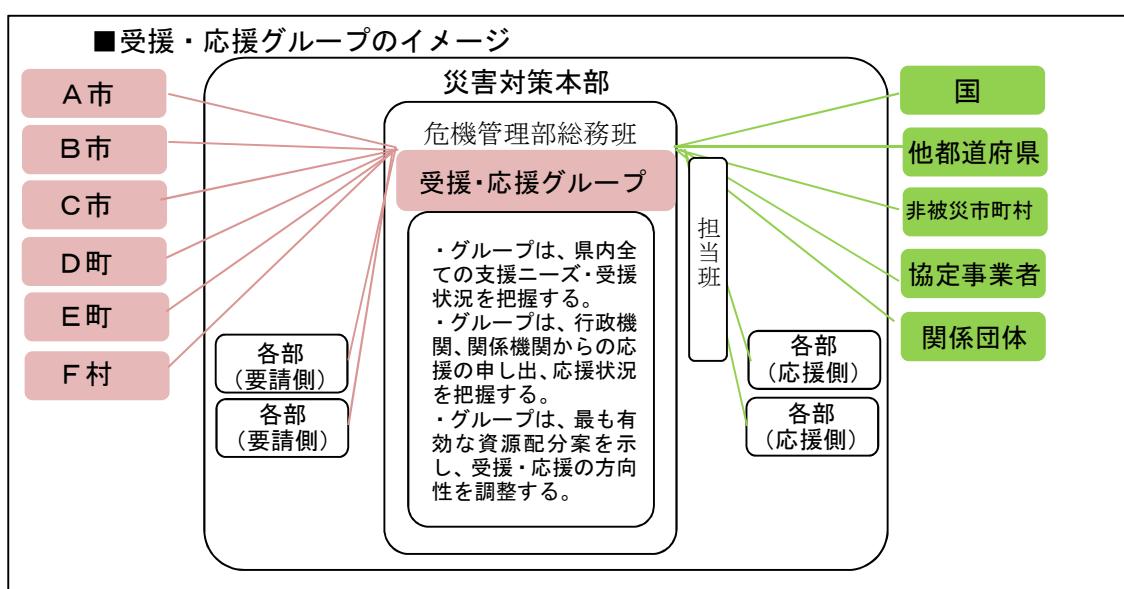
- 大規模災害の発生時には、災害対策本部における活動のほか、国や市町村、関係機関・団体との連絡調整、人的・物的支援業務などの膨大な災害対応業務が発生し、県や市町村の既存の人的資源のみで対応することは極めて困難な状況となることが予想される。
- このような状況のなか、被災市町村の人的・物的資源に関するニーズ把握や受援状況のとりまとめ、応援側の申し出状況、応援実施状況のとりまとめ、応援・受援に関する総合調整、調整会議の開催など、受援・応援に係る様々な対応が求められる。
- これらを円滑に行うため、災害対策本部内の各班の業務担当窓口（受援）とは別に、受援・応援に関する総合調整・とりまとめ業務を専任する受援・応援組織を設置し、受援・応援に係る業務を円滑に処理する。

2 受援・応援組織

(1) 受援・応援グループの設置

- 県は、災害対策本部危機管理部総務班内に県内外からの受援・応援に関する総合調整・とりまとめ業務を専任する「受援・応援グループ」を設置する。

図表2－1 受援・応援グループのイメージ



(2) 構成員

- 受援・応援グループのリーダーは、防災・危機管理課長とし、構成員は、図表2-2のとおり、防災・危機管理課や人事課、市町村支援課の職員のほか、受援・応援関係所属の職員等で構成する。
- 受援・応援グループにおいては、調整事項ごとに担当職員を明確化するとともに、担当者不在等により業務遅滞する場合や、交代要員を確保するため、原則として複数の担当者を配置する。

図表2-2 受援・応援グループ関係所属

業務担当	主な業務	関係所属
リーダー	受援・応援の統括	防災・危機管理課
人的支援担当		
人的支援総括	県応援職員の調整・派遣、県内市町村・知事会・市長会・町村会・国との調整、総務省対口支援調整、調整会議の開催、復旧・復興に向けた派遣調整等	防災・危機管理課、消防課、人事課、市町村支援課
応援部隊等支援	活動拠点の被災状況確認、部隊拠点調整、応援部隊への資機材・燃料供給、重要施設等への燃料、電力、ガス、水道の供給等	防災・危機管理課、消防課、管財課、生活衛生課、商工企画課、環境保全課、企業局
分野別支援	保健・医療・福祉・介護職員派遣等の調整	厚生企画課
	土木職員、農業土木職員、建築職員（被災建築物応急危険度判定士を含む）派遣等の調整	管理課、農林水産企画課、建築住宅課
	災害救援ボランティアの調整	少子化対策・県民活躍課
	災害廃棄物処理等の調整	環境政策課
物的支援担当		
物的支援総括	各担当の総合調整、要請と調達の調整、拠点入出庫・輸送に係る各担当への指示、国プッシュ型支援の調整	防災・危機管理課、消防課、厚生企画課
調達	国や企業への物資の要請・調達	厚生企画課、農産食品課
要請受付	市町村からの物資の要請の受付、供給見通し等の回答	市町村支援課
輸送	道路の被災状況の把握、輸送ルートの選定・確保、輸送手配、県トラック協会等との調整	道路課、総合交通政策室、港湾課
物資拠点	各物資拠点の開設、県倉庫協会等との調整	防災・危機管理課、消防課、商工企画課

※ このほか、受援・応援グループを円滑に機能させるため、必要に応じて、防災・危機管理課や他県等への応援派遣の経験者を追加配置する。

図表2-3 応援受入れ対応の役割分担

<一般職員の受入れ>

対象		ニーズ把握	調達・確保	追跡・把握	取りまとめ
被災市町村への受入れ	県からの応援	受援・応援グループ	動員班	動員班	受援・応援グループ
	他の市町村からの受入れ		受援・応援グループ	受援・応援グループ	
	他の都道府県からの受入れ		受援・応援グループ	受援・応援グループ	
県庁内への受入れ	他部局からの受入れ		動員班	動員班	
	他の都道府県からの受入れ		受援・応援グループ	受援・応援グループ	

<専門的職員の受入れ>

対象		ニーズ把握	調達・確保	追跡・把握	取りまとめ
被災市町村・県への受入れ	応急危険度判定士	建築住宅班	建築住宅班	建築住宅班	受援・応援グループ
	給水要員	生活衛生班	生活衛生班	生活衛生班	生活衛生班
	水道技術職員	経営管理班	経営管理班	経営管理班	経営管理班
	ボランティアコーディネーター	ボランティア班	ボランティア班	ボランティア班	受援・応援グループ
	医師、歯科医師、看護師等医療職員	医務班	医務班	医務班	受援・応援グループ
	心理関係職員	健康班	健康班	健康班	
	高齢福祉関係職員	高齢福祉班	高齢福祉班	高齢福祉班	
	児童福祉関係職員	子ども支援班	子ども支援班	子ども支援班	
	障害福祉関係職員	障害福祉班	障害福祉班	障害福祉班	受援・応援グループ
	廃棄物担当職員	環境政策班	環境政策班	環境政策班	
	土木、農業土木、建築職員	管理班、農林水産企画班、建築住宅班	管理班、農林水産企画班、建築住宅班	管理班、農林水産企画班、建築住宅班	
	外国人支援職員	国際班	国際班	国際班	国際班

<物的支援の受入れ>

対象	ニーズ把握	調達・確保	追跡・把握	取りまとめ
被災市町村への配布	食料・飲料水	受援・応援グループ	農産食品班、 生活衛生班	受援・応援グループ
	生活必需品（衣類、毛布、その他）		県民生活班、 災害救助班	
	仮設トイレ		環境政策班	
	避難所資機材等 (ダンボールベッド等)		受援・応援グループ	
	燃料 (石油、ガス、電力等)		商工企画班	

(3) 事務分掌

① 受援に関する状況把握・とりまとめ

- 被災市町村の人的・物的資源に関する受援ニーズや受援状況を把握し、とりまとめる。
- 県の人的・物的資源に関する受援状況を把握し、とりまとめる。

② 応援に関する状況把握・とりまとめ

- 地方公共団体や関係機関からの応援申し出（応援可能性）や総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」による対口支援団体の選定状況、その他国等による定型化された応援などの状況を把握し、とりまとめる。
- 地方公共団体や関係機関からの応援状況を把握し、とりまとめる。

③ 受援・応援調整及び調整会議の開催

- 被災市町村や関係機関、国（内閣府・総務省等）、全国知事会中部ブロック幹事県と調整するとともに、受援・応援に関わる調整会議（以下、「調整会議」という。）を開催し、運営する。
- 災害応急の受援・応援業務とともに、復旧・復興体制整備業務（復旧・復興の方針や計画の策定等）が円滑に行えるよう、並行して復旧・復興に向けた応援職員の派遣調整等を実施する。

④ 応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握・とりまとめ

- 被災市町村の業務支援のための庁内職員の応援に関して調整するとともに、県内の被災していない市町村と応援職員に関して調整する。
- 被災市町村向け庁内応援を把握し、とりまとるとともに、被災市町村の対口支援団体と調整する。

⑤ 資源の調達・管理

- 人的・物的資源に関するニーズや現状の受入れ状況から資源の過不足を整理する。
- 被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる。
- 今後必要となる人的・物的資源を要請するとともに、人的・物的資源管理表を作成し、資源管理を行う。

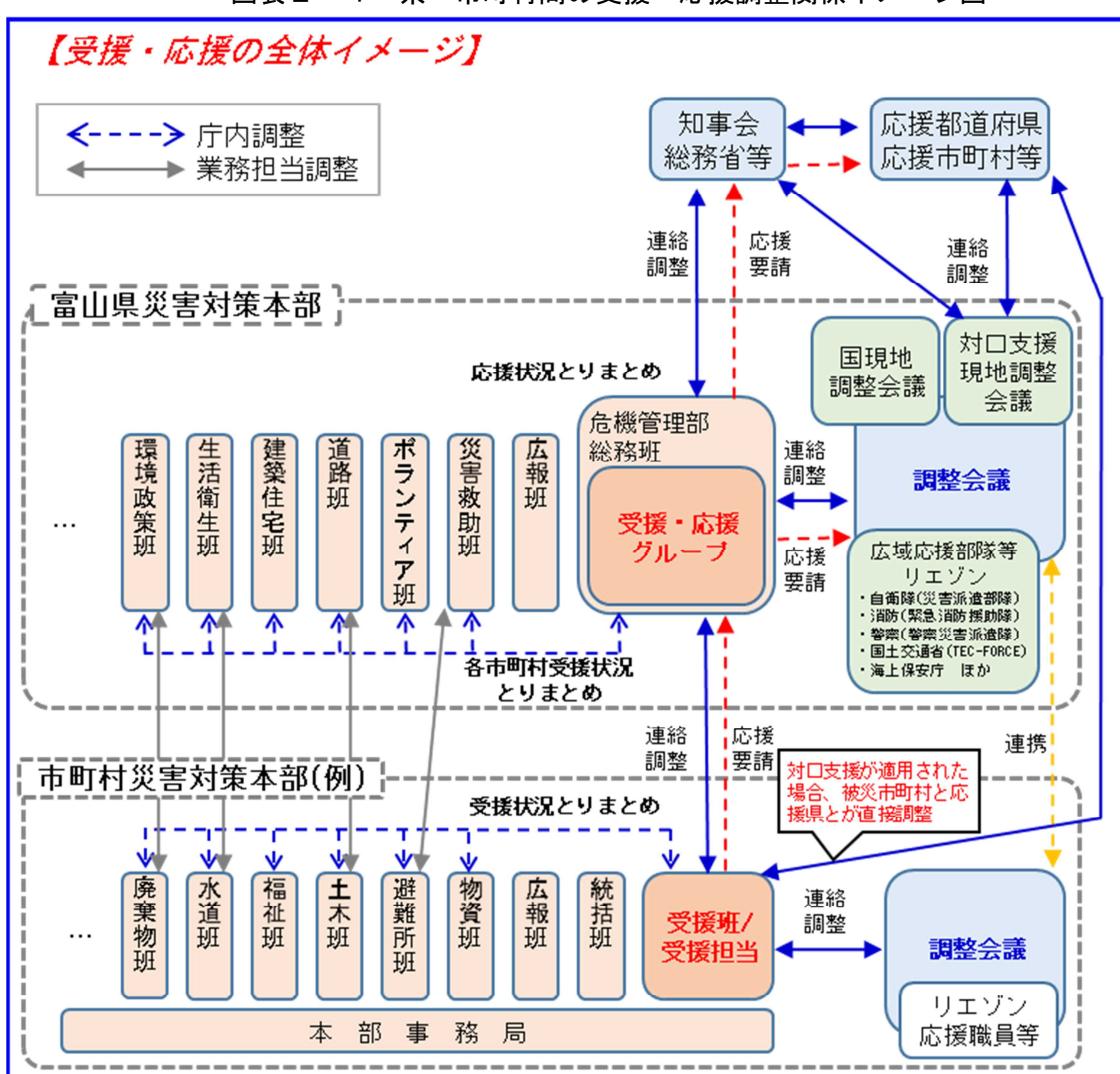
⑥ 県応援職員の派遣

- 被災市町村の業務支援のための県の応援職員について、携行品・車両等を調達のうえ、派遣する。

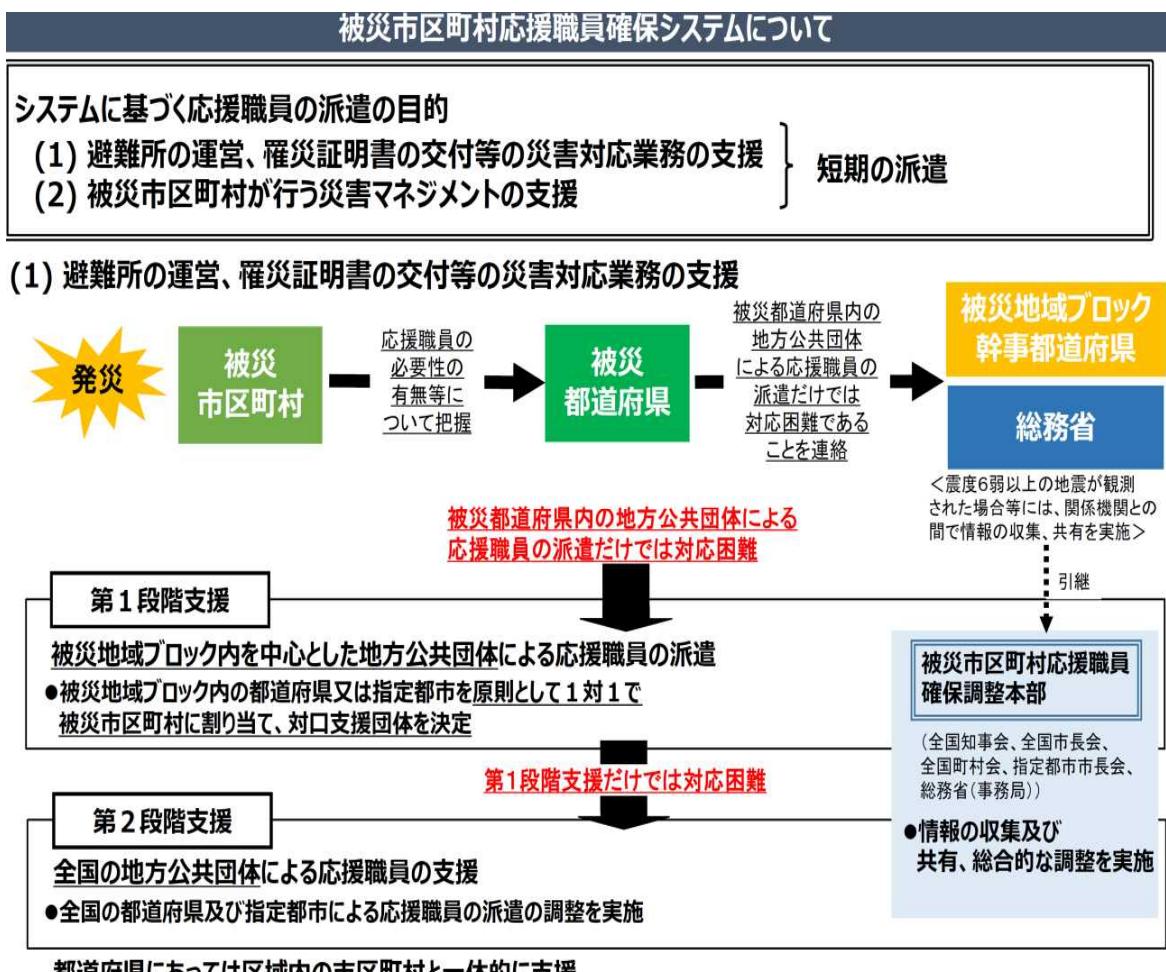
⑦ 他県で大規模災害が発生した場合の応援調整

- 他県で大規模災害が発生し、「被災市区町村応援職員確保システム」等による応援が必要な場合にも、受援・応援グループの組織を活用する。

図表2-4 県・市町村間の受援・応援調整関係イメージ図



図表2-5 総務省「被災市区町村応援職員確保システム」の概要



(4) 調整会議の運営

- 受援・応援グループ（人的支援総括）は、応援の要請、応援自治体等の受入れに係る関係班や各種知事会連絡員等の応援側リエゾン（現地情報連絡員）との調整、受援・応援状況の把握のため、調整会議を開催するとともに、対口支援に係る国現地調整会議に参加する。
- 受援・応援グループ（人的支援総括）は、調整会議を開催したときは、会議の内容を災害対策本部本部員会議へ報告する。

(5) 人的・物的資源の管理

- 受援・応援グループ（人的支援総括、物的支援総括）は、日々の受援・応援状況等を一元的・効果的に管理するため、関係班と連携し、人的・物的資源管理表を作成し、全体像を把握する。
- 受援・応援グループ（人的支援総括、物的支援総括）が調整を行わず、独自の枠組みで行われた受援・応援についても、関係班等からの報告により、人的・物的資源管理表を作成する。

(6) 県リエゾン（現地情報連絡員）の派遣等

① 被災市町村へのリエゾン派遣

- 受援・応援グループ（人的支援総括）は、必要に応じて、被災市町村における行政機能の確保状況や被害情報の収集等のため、2名（1名は係長級以上）を該当市町村へ派遣する。

② 連絡員の装備・資機材等

- 県防災・危機管理課は、リエゾンの業務に必要となる装備・資機材等をあらかじめ調達し、必要箇所に配備しておく。

(7) 業務に応じた府内職員の再配置

① 府内職員の調整

- 富山県庁業務継続計画（富山県庁B C P）に基づき、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を優先的に実施するうえで、当該業務以外の通常業務は、休止あるいは当該業務の継続に支障とならない範囲で実施する。
- 災害対策本部各班において応援が必要な人員については、各部内の調整を行ったうえでも不足が生じる場合は、他の部局（応援班等）からの応援を災害対策本部（動員班）に要請する。

② 経験者の活用

- 大規模災害時に災害対応業務が集中する総務班及び受援・応援グループを円滑に機能させるため、防災・危機管理課及び他県等への応援派遣の経験者を活

用し、必要に応じて総務班及び受援・応援グループへの追加配置を行うこととし、防災・危機管理課は人事課と協議し、あらかじめ候補者名簿を作成しておく。

(8) 受援・応援関連スペース等の確保

① 政府現地対策本部等との連携

- 政府が現地対策本部等を設置する場合は、県等と連携し、迅速な応急対策が実施できるよう、防災・危機管理課は、あらかじめ必要なスペースや設備を確保しておく。

② 知事会等の現地連絡室等との連携

- 広域支援として各種知事会や他の都道府県等から派遣されたリエゾン（現地情報連絡員）等と受援・応援グループとの連携・情報共有が円滑に行えるよう、防災・危機管理課は、あらかじめ執務スペースや設備を確保しておく。

3 市町村における受援体制

(1) 基本的な考え方

- 大規模災害の発生時には、被災市町村が実施する災害対応業務は、発生直後から多岐に渡り、市町村の既存の人的資源のみで対応することは極めて困難な状況となることが予想される。
- 市町村が応援を円滑に受け入れるためには、受援対象業務の全体像について県をはじめとする応援側と共有しておく必要がある。
- 災害発生後に、被災市町村では、受援組織を設置し、円滑に応援を受け入れる体制を整備することが必要である。
- 応援を受けて実施する業務をあらかじめ特定したうえで、その業務内容を整理し、応援側に依頼する範囲を明らかにしておくことで、応援の実効性を高めることになる。

(2) 受援対象業務

① 受援対象業務の全体像

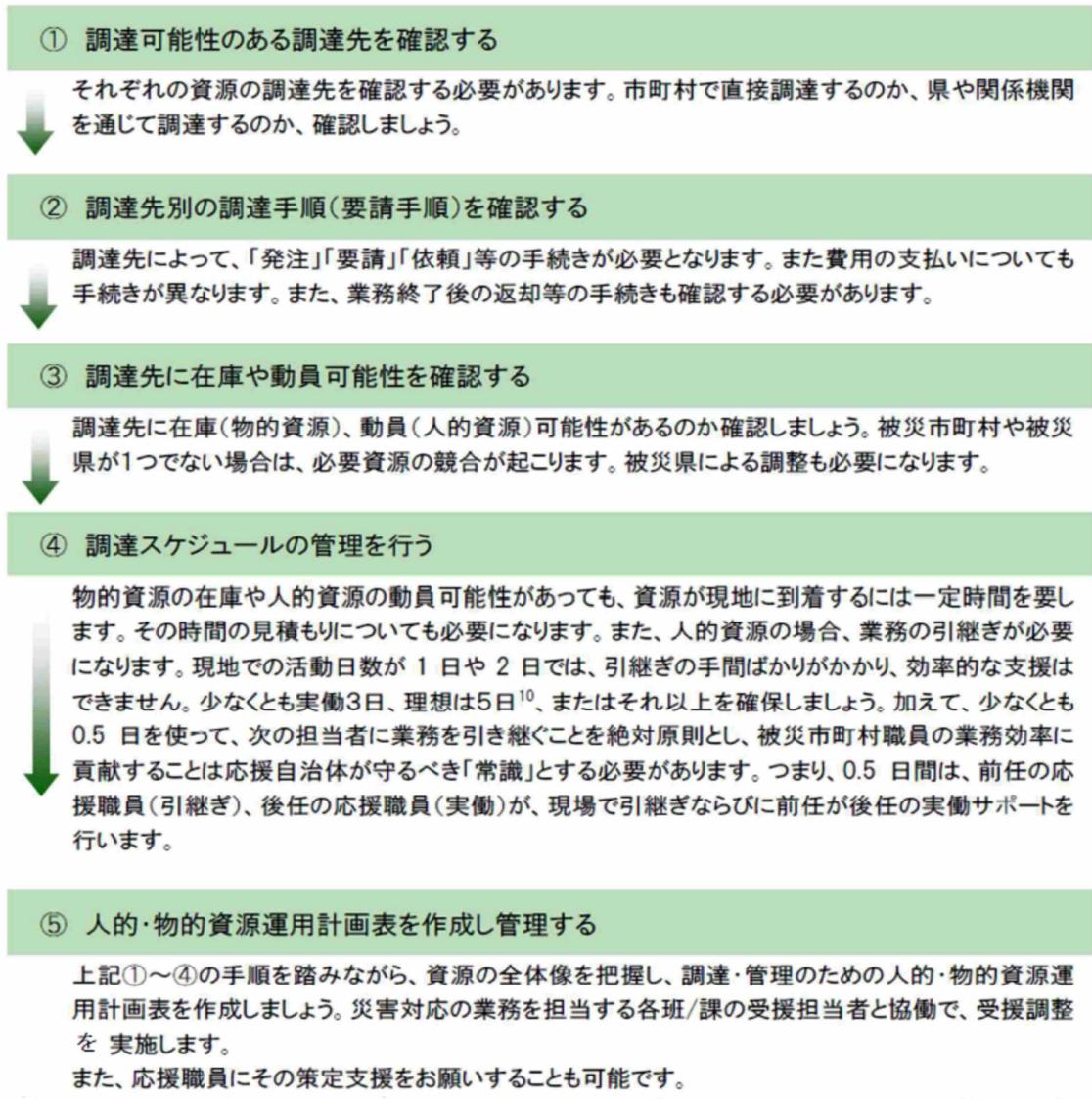
- 市町村は、図表2-6及び図表2-11を参考に、各フェーズにおいて、どのような組織や団体から応援を受けることになるか検討し、受援対象業務の全体像を明らかにしておく必要がある。
- 応援を円滑に受け入れるための基盤となる受援調整組織の業務自体も応援職員の受入れが可能な業務であることに留意する。

② 必要資源の種類と調達

- 災害対応業務を実施するうえで必要な資源については、「人的資源」と「物的資源」に大別されるが、その他に災害対応業務を実施するための活動拠点となる「施設」や、あらゆる移動に活用される「車両・燃料」なども含まれる。
- 必要となる人的・物的資源などの種類や内容については、それぞれ業務によって異なるため、あらかじめ災害対応で求められる業務ごとに必要な資源を整理し、リスト化しておく必要がある。
- 資源が必要な局面や状況において、極力資源が不足することのないよう、状況の変化に合わせて必要な資源を見積もることを心掛けることが重要である。

図表2－6 基本的な必要資源の調達・管理の流れ

【参考】基本的な必要資源の調達・管理の流れ



¹⁰ 応援職員に求める「現地での活動日数」は、応援職員を受け入れた被災自治体側の職員からの証言を踏まえ、目安として示しています

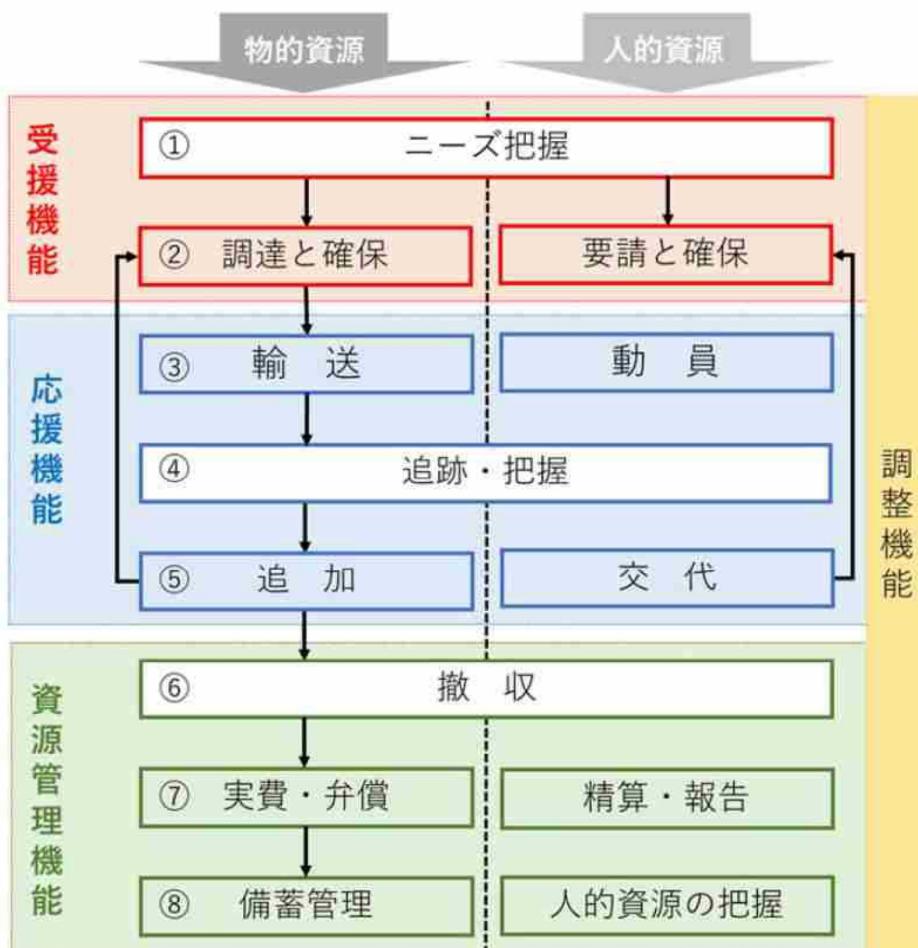
「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」(内閣府(防災担当)策定)から抜粋

③ 人的・物的資源の流れ

- 市町村は、県や協定締結先団体等の応援側組織と図表2-7の人的・物的資源のフロー全体を共有することが必要となる。
- ①、②は受援側の市町村が、また、③～⑤は応援側が実施主体となることが原則であり、⑥～⑧は「資源管理機能」として、受援・応援の双方が取り決めに応じ、必要な手続きを実施することになる。
- 市町村は、人的・物的資源の流れを通じて、応援側組織と連絡調整を積極的に行うことが必要となる。

図表2-7 人的・物的資源の流れ

<人的・物的資源の流れ>



「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）策定）から抜粋

④ 受援対象業務の具体的な内容の整理

- 応援側に依頼する業務の範囲を明らかにし、応援の実効性を高めるため、受援対象業務について業務実施の具体的な内容を整理するとともに、被災市町村と応援側の役割分担が分かるように整理しておくことが重要である。
- なお、DMA Tや緊急消防援助隊のような国等による定型化された応援などについては、仕組みや手順は整備されている。

⑤ マネジメント支援の位置付け

- 災害対応業務は、「刻々と変化する状況に応じる」、「優先順位の高い業務を対象とする」、「必要な人的・物的資源を確保する」、「様々な主体と調整する」、「事態が適切に推移しているか確認する」ことが必要となる。
- 一方で、被災市町村においては、様々な事態が発生しており、その対応に忙殺されてしまうため、「業務の遂行を計画・管理するマネジメント業務」についても受援対象業務として位置付けることが必要である。
- 応援職員によるマネジメントの支援を受ける場合でも、業務の意思決定者は原則的には被災市町村職員であるが、業務の進め方の方針構築や業務実施の準備、業務実施中の進捗管理、新たな応援要請等については、応援職員がその機能を補佐し、円滑な業務実施を図ることが可能である。

(3) 受援組織

① 受援班／担当の設置

- 受援班／担当には、応援の受け入れに関する府内調整や受援に関するとりまとめ、調整会議の開催、応援者への配慮など、受援に関する様々な対応が求められる。
- これらを円滑に行うためには、災害対策本部各班に業務ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関するとりまとめ業務を専任する班又は担当が必要となる。
- 市町村の規模が小さい等の理由により、複数人からなる「受援班」の確保が難しい場合であっても、「受援担当」を配置しておくことが必要である。
- 受援班／担当は、市町村の規模や組織の特性、災害対策本部内の状況などを踏まえ、地域防災計画等へ位置付けるよう努めることとする。

② 受援班／担当のイメージ

- 「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府策定）では、受援班／担当の主な設置イメージとして図表2-8の3案を提案している。

図表2-8 受援班／担当の主な設置イメージ

案1. 統括班とともに統括調整グループへの位置付け

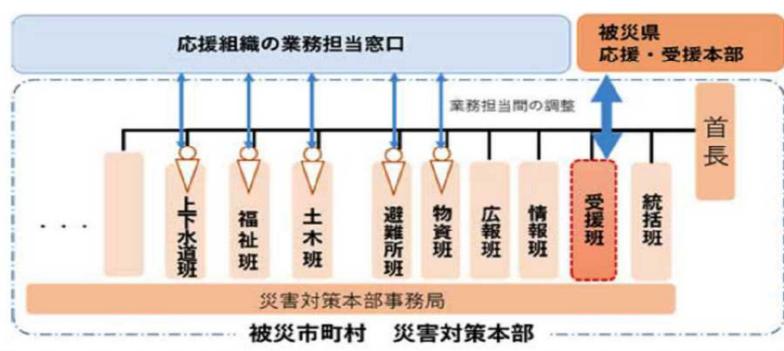
応援の受入れ決定や受入れに関する庁内調整を担う受援班の業務は、庁内での意思決定や総合調整に関する役割を担う班や担当との連携が不可欠となります。

市町村規模が大きい場合は、統括調整班のような災害対策本部全体の総合調整を担当する班と相互に連携できるようにしておくことで、対応を円滑に進めることができます。



案2. 災害対策本部の1班として位置付け

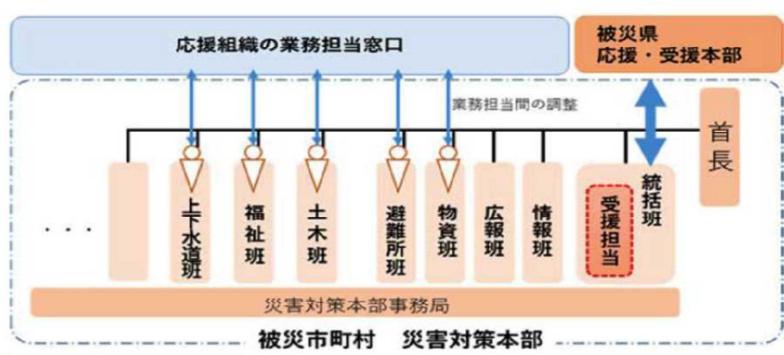
受援の総合窓口であり、庁内の受援状況の把握・とりまとめ、調整を担う受援班を、災害対策本部内の1班として位置づけることで、役割と責任範囲が明確化され、円滑な受援が期待されます。



案3. 受援担当を統括班内に位置付け

規模が小さな市町村は、新たな班を設けて、複数人を配置することが困難な場合、統括班の中に受援担当を配置し、役割を担います。

統括班など、災害対策本部内に総合調整の役割を担う班の設置を想定していない市町村においても、必ず受援担当者を位置付けてください。



(4) 応援職員の受入れに当たっての配慮事項

- 応援を受け入れるにあたり、応援職員向けに業務や活動を実施するためのスペースや資機材を確保するよう努めるものとする。
- 応援職員の多くは、短期派遣であっても数日間は被災地に滞在するため、宿泊場所が必要となるため、その宿泊場所に関する情報提供など、一定程度の便宜供与が必要となる。特に応援職員の受入れにあたり配慮すべき事項は、図表2-9のとおりである。

図表2-9 応援職員の受入れに当たり配慮すべき事項

<応援職員の受入れに当たり配慮すべき事項の例>

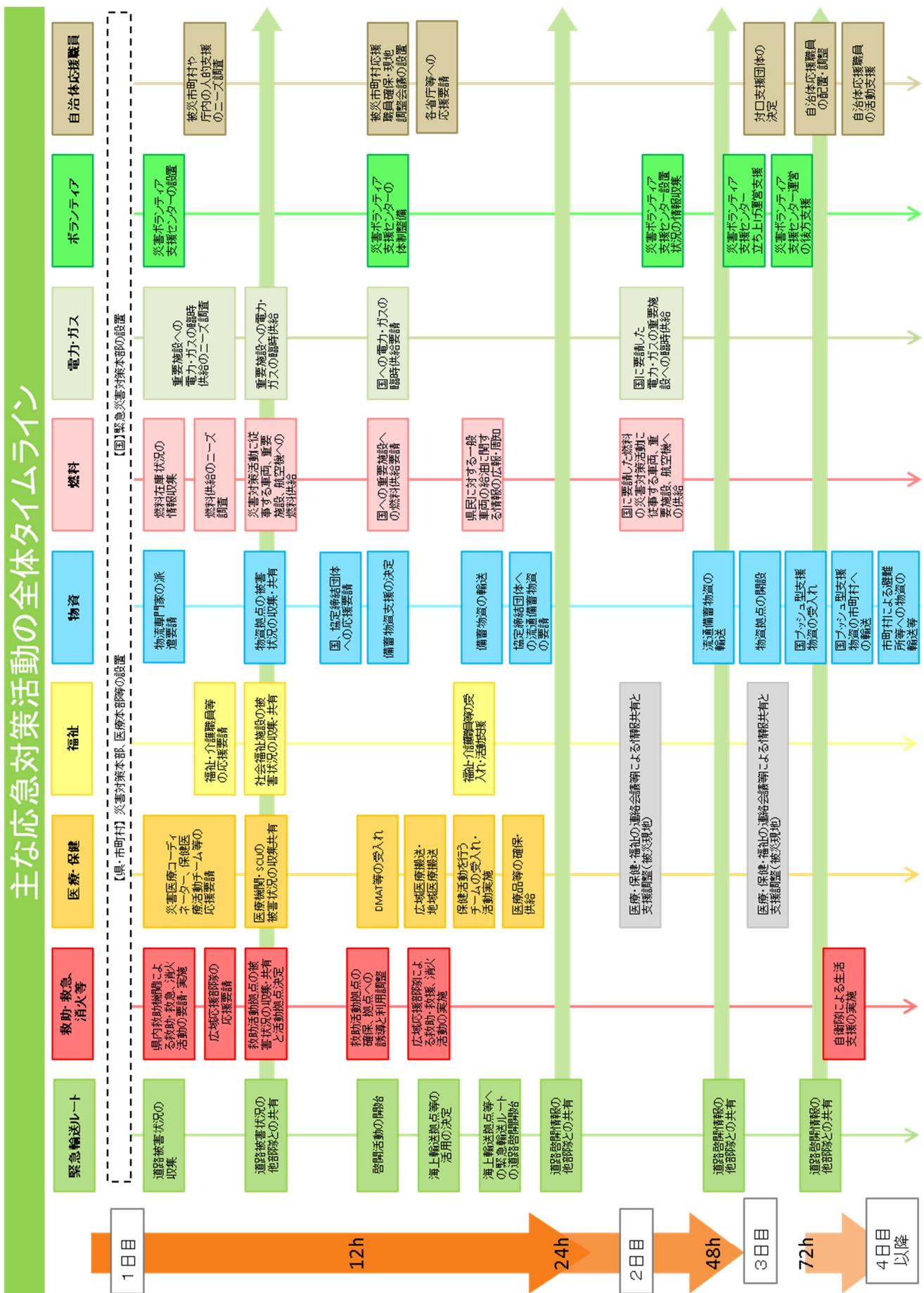
項目	環境整備の内容
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 応援側の現地本部として執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する ● 可能な範囲で、応援側の駐車スペースを確保する
資機材等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する
執務環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する
宿泊場所に関する あっせん等	<ul style="list-style-type: none"> ● 応援職員の宿泊場所の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じてあっせんする。 ● 被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。

「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）策定）から抜粋

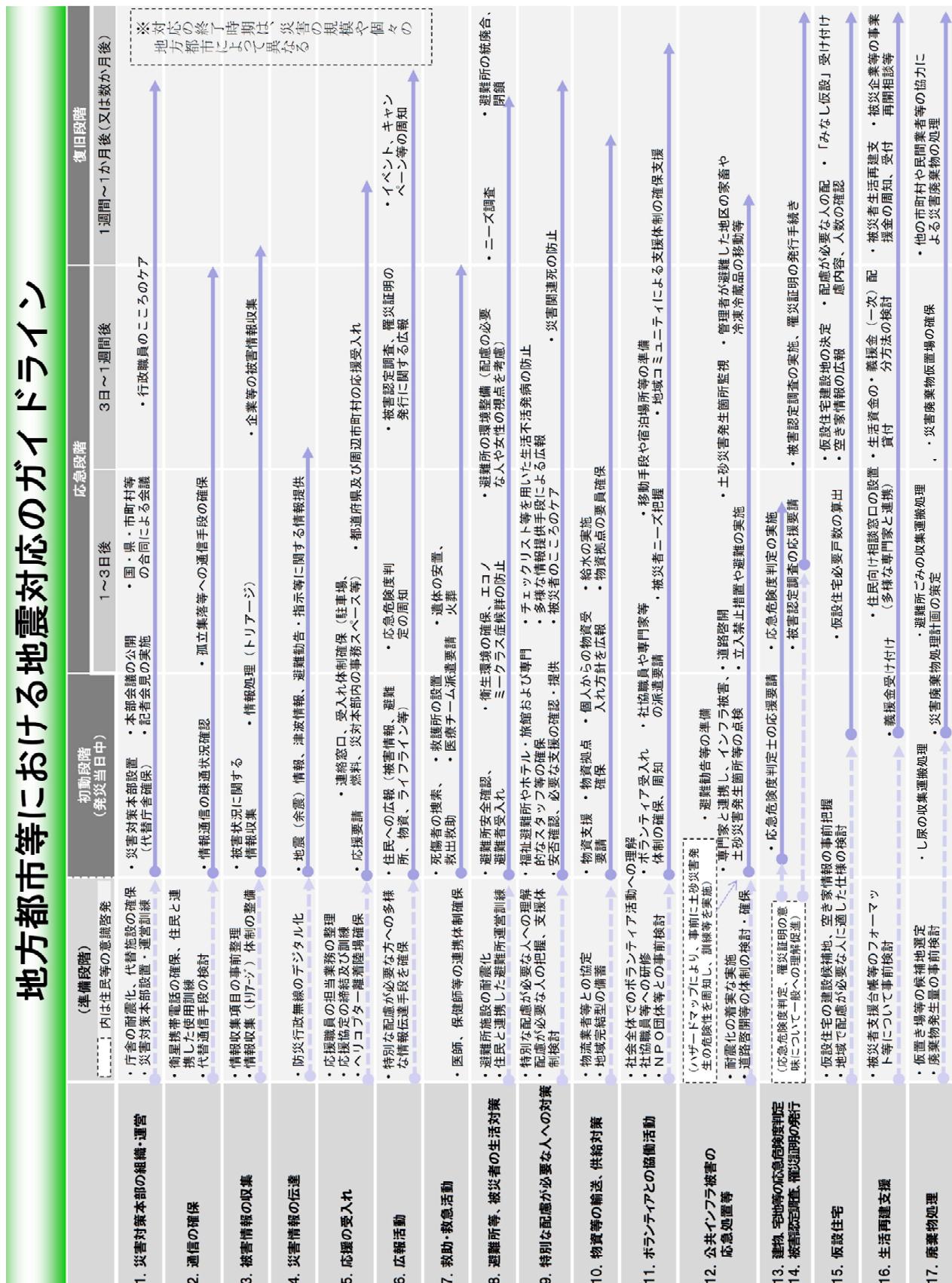
4 タイムラインの作成

- 災害時に、迅速に救助・救援活動を行うためには、県外からの応援部隊や支援物資を円滑に受入れる体制づくりを早期に確立し、速やかに被災地に輸送し、展開させる必要がある。
- 人命救助のために重要な72時間意識しつつ、あらゆる人的・物的資源を最大限に活用し、一体的に災害応急対策活動を行うため、災害時における時系列の活動目標「タイムライン」を作成する。
- タイムラインは、受援活動を進めるにあたっての目安であり、実際には発災時間や被害状況に応じ実行され、また道路の啓開状況に沿って進行することとなる。

図表2-10 主な応急対策活動の全体タイムライン



図表2-11 市町村における主な震災対応業務（地震対応のガイドライン）



第3章 人的支援の受入れ

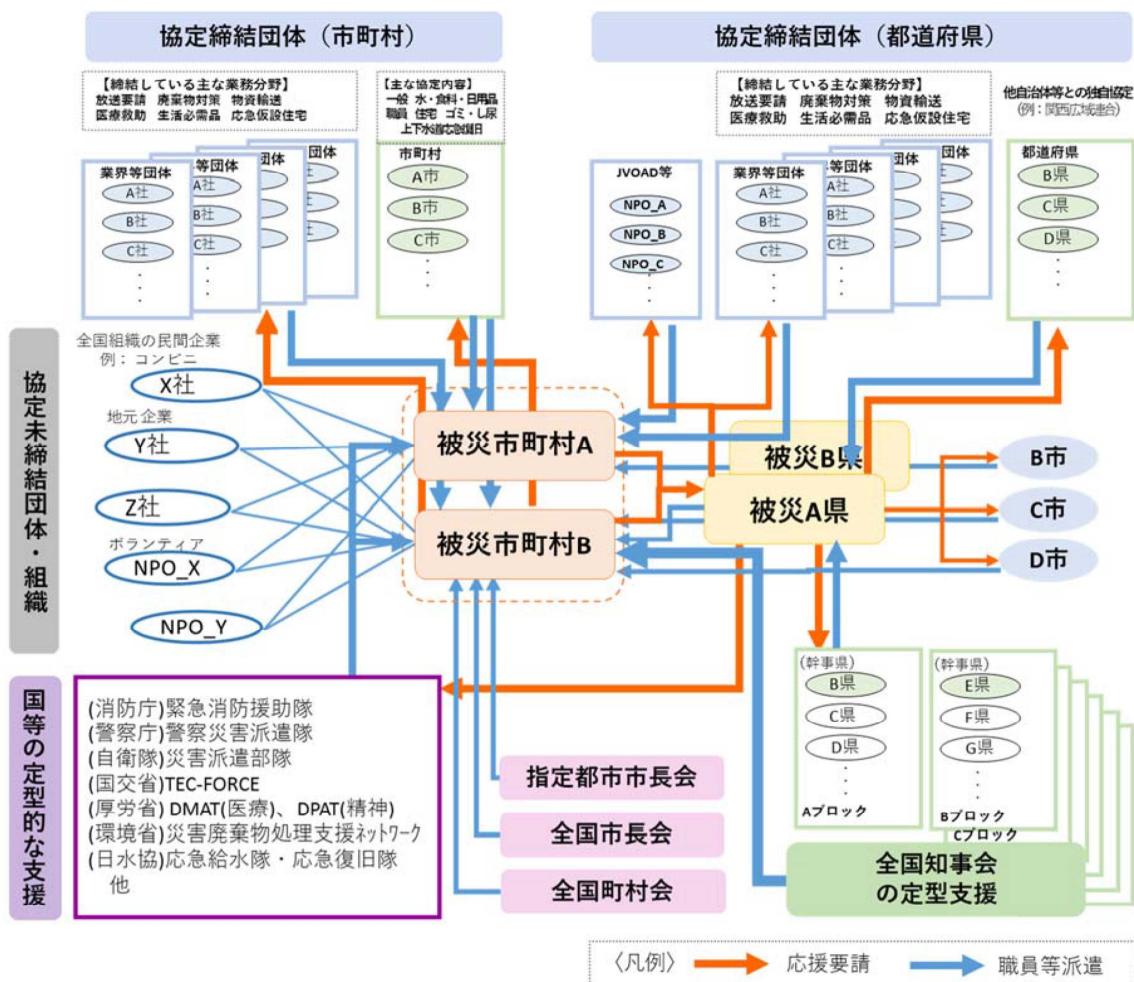
1 基本方針

- 災害発生直後から様々な分野・職種で人的支援が必要となり、国、被災地外の地方公共団体、民間企業、ボランティアなどの各種団体が被災地に入り、人的支援が実施されることになる。
- 人的支援の規模は、被害規模が大きくなるほど大きく、また、その形態は、災害対策基本法に基づく応援の要求や災害時相互応援協定などに基づく応援要請のほか、要求や要請に基づかない自主的な応援など様々な枠組みで行われる。
- 特に避難所運営や罹災証明書の発行などの業務は実施主体である市町村職員のマンパワーが不足するうえ、新たに発生する業務であるため、相当な人的支援が必要となる。
- 県としては、人的支援が必要となる業務を的確に把握し、速やかに応援の手続きを行うこととする。
- また、大規模災害の発生時には、県や被災市町村の要請を待たずに、国や他の地方公共団体からリエゾン（現地情報連絡員）や応援職員が派遣されることも想定されるため、平常時より、人的支援の受け入れ体制の整備を進める。

2 人的支援の受入れ・応援職員派遣の全体像

- 人的支援は、災害対策基本法をはじめ、個別の相互応援協定に基づくものなど様々な枠組みの中で、国や地方公共団体、民間団体、ボランティアなど多様な主体の関わりにより実施され、基本的な枠組みについては、第1章の図表1－7のとおりであり、また、受援・応援の関係については、図表3－1のとおりである。

図表3-1 受援・応援の関係



3 広域応援部隊の受け入れ

(1) 概要

- 大規模災害時に全国から派遣される自衛隊（災害派遣部隊）や消防（緊急消防援助隊）、警察（警察災害派遣隊）、国土交通省（TEC-FORCE=緊急災害対策派遣隊）、海上保安庁が人命救助のための重要な72時間を考慮しつつ、できる限り迅速かつ的確に被災地で救助・救急、消火活動が行えるよう、受け入れ体制を整備する。

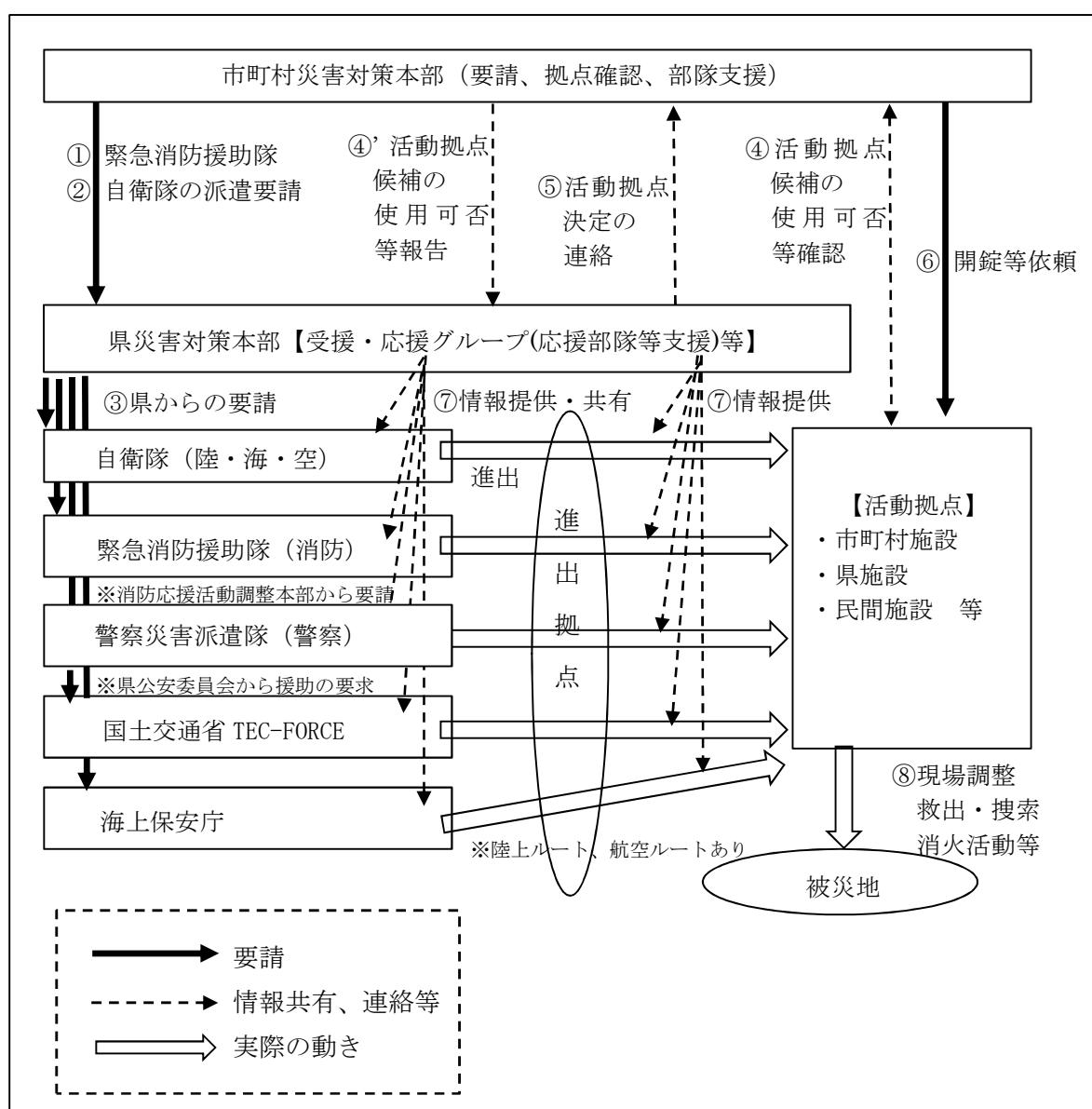
(2) 応援部隊活動拠点の調整・決定

- 受援・応援グループ（応援部隊等支援）は、市町村と連携し、自衛隊、消防、警察、国土交通省、海上保安庁の広域応援部隊の受け入れを行う。
- 受援・応援グループ（応援部隊等支援）は、災害発生時には、活動拠点候補地・進出拠点リスト（別冊資料）の中から、市町村等から伝達された被害状況

や活動拠点候補地の使用可否や道路啓開などを踏まえ、調整会議を開催し、各広域応援部隊等から派遣されたリエゾン（現地情報連絡員）と調整を図りながら、各広域応援部隊は、その展開方針や使用する活動拠点を決定する。

- 被災市町村所在の活動拠点の指定が時間が要する場合は、被災地に至る中継地域に進出拠点を定め、広域応援部隊等の円滑な受け入れを行う。
- 活動拠点の開設の際は、原則市町村災害対策本部が当該施設管理者に対して、応援部隊が活動拠点を使用するための施設の開錠や施設内における立ち入り禁止区域の設定等の依頼を行う。

図表3-2 関係機関の主な業務イメージ



(3) 現地合同調整所の設置

- 各広域応援部隊は、救助要請情報を踏まえ、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動拠点・活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、広域応援部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた広域応援部隊間の相互協力や役割分担を行う。
- 各広域応援部隊は、災害現場で活動するDMA Tやライフライン事業者等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

(4) 広域応援部隊への情報提供

- 受援・応援グループ（応援部隊等支援）は、被害状況や市町村からの救助要請等の災害応急対策に関する各種情報を迅速・的確に把握し、活動拠点に進出する広域応援部隊に対して必要な情報を提供する。

(5) 広域応援部隊のための資機材等の調達

- 必要な資機材や食料等については、各広域応援部隊において自ら調達供給するが、広域応援部隊等から調達の要請があった場合は、県や市町村の応援部隊支援担当は、事前に協定を結んでいる団体・企業等から調達を行う。

(6) 広域応援部隊の活動状況の報告

- 広域応援部隊の活動状況については、市町村災害対策本部が各部隊からの報告を受け、受援・応援グループ（応援部隊等支援）に報告する。

(7) 広域応援部隊への要請

- 各広域応援部隊への要請の手続き等は、県地域防災計画において明記しており、本計画においては、その概要を記載する。

① 自衛隊への要請

- 知事は、大規模災害に際して人命又は財産の保護のため、災害の規模や情報収集した被害情報から特に必要があると認められるとき又は市町村長の要請があるときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。
- 要請は、次の事項を明らかにしたうえで行うこととする。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項
- 特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たず派遣される。

② 緊急消防援助隊への要請

- 知事は、大規模災害時に全国の消防機関による迅速な援助体制を確保するため、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の派遣を要請する。
- 要請は、次の事項を明らかにしたうえで行うこととする。
 - ア 災害の概況
 - イ 派遣が必要な区域及び活動内容
 - ウ その他緊急消防援助隊の活動のために必要となる事項
- 特に緊急を要し、要請を待つことまがないと認められるときは、要請を待たず派遣される。
- その他、富山県緊急消防援助隊受援計画に基づくものとする。

③ 警察災害派遣隊への援助要求

- 県災害対策本部（警察部）は、大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合、都道府県の枠を越えて、迅速に出動し、直ちに被害情報や交通情報の収集、被災者の救出救助、緊急交通路の確保等の活動や初動捜査等に従事するため、県公安委員会を通じて、警察法第60条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対して援助を要求する。

④ 國土交通省 T E C – F O R C Eへの要請

- 知事は、大規模災害時に、被災地方公共団体等が行う被災状況の把握、被災地のアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他の災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省（北陸地方整備局）に対して派遣を要請する。
- 特に緊急を要し、要請を待つことまがないと認められるときは、要請を待たず派遣される。

⑤ 海上保安庁への要請

- 知事は、大規模災害時に被災者等の搜索・救助及び人員、物資の輸送等の援助活動を実施するため、海上保安庁の船艇・航空機の派遣等による支援を必要とするときは、災害対策基本法第70条第3項及び第74条の3の規定に基づき、伏木海上保安部に対して支援を要請する。
- 要請は、次の事項を明らかにしたうえで行うこととする。
 - ア 災害の概要及び救援活動を要請する理由
 - イ 救援活動を必要とする期間
 - ウ 救援活動を必要とする区域及び活動内容
 - エ その他救援活動に必要となる事項

4 保健医療活動チームの受入れ

(1) 概要

- 大規模災害時には、建物倒壊や土石流等による多数の傷病者の発生等により、保健医療ニーズが増大することが想定される。
- このため、全国からの保健医療活動チームによる応援を円滑に受け入れる体制を整備する。

(2) 保健医療活動チームの受入れ

- 大規模災害の発生時は、県内の医療救護能力を超える負傷者の発生や医療機関の被災による医療機能の低下により、県内の医療機関のみでは、傷病者の受入れ・治療に十分対応できない事態が想定される。
- このため、県内外から災害派遣医療チーム（D M A T）をはじめとする保健医療活動チームの受け入れを行う。

(3) 災害医療対策チームの設置

① 体制の整備

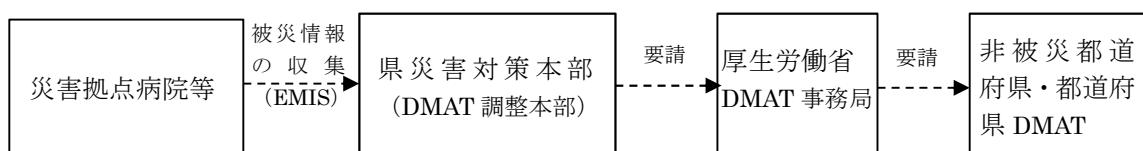
- 県災害対策本部内に災害医療対策チームを設置し、災害拠点病院等の医療機能の継続・回復を図るとともに、対応が困難な重症患者等を航空機（ヘリコプターを含む。）により、被災地外等の医療機関へ搬送し治療する体制を整備する。
- 日本医師会災害医療チーム（J M A T）や日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所や救護所も含め、被災地における医療提供体制を確保・継続する体制を構築する。

② 災害医療対策チームの機能・業務

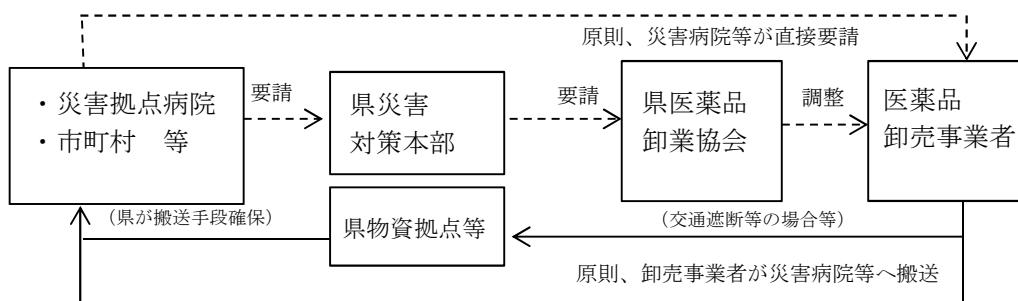
- 広域災害救急医療情報システム（以下、「E M I S」という。）を活用し、災害拠点病院等をはじめとする被災地の医療機関の被災状況等について情報収集をする。
- 医療機関の被災状況及び稼働状況など医療情報を収集するとともに、県薬剤師会を通じて、被災地の薬局の被災状況の把握に努める。
- 市町村又は医療機関から医薬品の供給等について要請を受けた場合は、各協定に基づき要請を行う。
- 収集した情報を整理して、市町村や消防機関、日本赤十字社富山県支部、県医師会、医療関係機関に提供する。
- 被災地の災害拠点病院等が医療機能の継続等を図るため、必要な人材や物資・燃料の供給調整を行う。

- 必要な医薬品等は、原則として医療機関が医薬品卸売事業者に対し直接依頼して、供給を受ける。
- 通信途絶等で上記の供給ができない場合、県は、市町村又は医療機関から医薬品等について調達の要請を受け、備蓄している救急医薬品等を供給するとともに、必要に応じて「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」に基づき、県医薬品卸業協会に供給を依頼する。
- 交通遮断等で直接医療機関に納入できない場合、県は、県物資拠点施設等を利用する。また、この場合、医薬品等の搬送、運搬、分類には専門的な知識が必要となるため、「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、県薬剤師会に、災害医療支援薬剤師等の派遣を要請し、医薬品等の在庫管理を依頼する。
- DMAT調整本部及びSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）指揮所を設置する。
- 厚生労働省や富山県DMAT指定病院にDMAT、災害医療コーディネーター等の派遣を要請するとともに、DMAT調整本部は、派遣されたDMATを指揮し、具体的な活動場所や業務等の必要な任務を付与する。
- SCU指揮所は富山空港等に設置し、災害拠点病院等から広域搬送が必要な重症患者等の受け入れを行う。

図表3-3 DMAT受入れの流れ



図表3-4 医薬品等の流れ



(4) 医療救護所の設置

- 市町村は、管内の医療機関では負傷者の受け入れができない場合、避難所内あるいは避難所の近くに医療救護所を設置し、地域の医師会や歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、医療提供体制の確保に努める。

(5) 医療機関の医療機能の把握

- 被災地の医療機関は、施設の被害状況やライフラインの状況や受け入れ可能患者数等を把握し、必要な情報をEMISに入力を行う。

(6) 災害拠点病院ヘリポートの運用

- 施設内にヘリポートがある災害拠点病院は、災害医療対策チーム及びSCU指揮所等と連携し、ヘリポートの運用を図る。

(7) 機能維持が困難な医療機関への対応

- 災害医療対策チームは、被災地において機能維持が困難な医療機関に対して、当該施設長と協議のうえ、重症患者等の搬送を支援する。

(8) 広域医療搬送・地域医療搬送の流れ

- 災害医療対策チームは、医療搬送が必要と判断した場合、SCUを富山空港に設置し、その旨を自衛隊や消防機関、市町村、災害拠点病院等に連絡する。
- SCUは、県外への航空機（ヘリコプターを含む。）の確保ができている場合には、県外の医療機関への搬送（広域医療搬送）を行う。
- 災害医療対策チームは、SCU設置予定の施設に県職員を派遣し、必要な資器材の設置等準備を行うとともに、DMATの受け入れを行う。なお、県職員の派遣が難しい場合は、施設管理者に倉庫の解錠等、必要最小限の対応を要請し、DMATが受け入れ準備を行う。
- 災害拠点病院等は、対応が困難な重症患者等の医療搬送をDMAT調整本部に要請する。原則として、被災地外の医療機関に搬送する時間を考慮しても、生命の危険が少ない傷病者を対象とする。
- 要請を受けたDMAT調整本部は、県内の医療機関での受け入れが困難な場合、広域医療搬送を厚生労働省に要請する。また、県内の医療機関での受け入れが可能な場合、受け入れを行う医療機関等と調整のうえ、医療搬送を決定し、搬送手段の確保を災害対策本部（航空班）に要請する。
- SCUでは、重症患者等の受け入れを行い、医療機関へ搬送するまでの間、安定化処置などの必要な措置を行う。

(9) 非被災都道府県等からの医療救護班、D P A T 等の受入れ

- 災害医療対策チームは、医療救護活動上必要であると判断したときは、全国知事会に対して医療救護班の派遣、県薬剤師会に対して薬剤師班の派遣、厚生労働省に対して保健師の派遣を要請する。
- 災害医療対策チームは、精神保健医療への需要に対応するため、D P A T (災害派遣精神医療チーム) の派遣を厚生労働省に要請する。

(10) D H E A T (災害時健康危機管理支援チーム) の受入れ

- 災害医療対策チームは、厚生センターと連携し、県内の保健活動ニーズを整理・分析し、保健活動に係る他県からの応援が必要であると判断したときは、厚生労働省に対してD H E A T の派遣を要請する。
- 災害医療対策チームは、県内及び他都道府県から派遣されたD H E A T の連絡窓口となり、派遣調整を行う。
- 厚生センターは、市町村と連携し、管内の保健活動ニーズを整理・分析するとともに、保健活動に係る他管内又は他県からの応援が必要であると判断したときは、D H E A T の派遣を災害医療対策チームに要請する。
- 災害医療対策チームは、必要に応じて厚生センターへ職員を派遣し、管内の保健活動ニーズの把握等の業務を支援する。

5 福祉・介護職員等の受入れ

(1) 概要

- 大規模災害時に、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の地域の要配慮者が、避難所等において長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合がある。
- このため、全国からの要配慮者を支援する職員（以下、「福祉・介護職員等」という。）による応援を円滑に受け入れる体制を整備する。

(2) ニーズ把握、派遣要請・調整

- 被災市町村は、避難所等の要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等）の状況を収集し、福祉・介護職員等のニーズを整理・分析するとともに、要配慮者に係る他市町村又は他県からの応援が必要であると判断したときは、県災害対策本部（関係各班）に対して福祉・介護職員等の派遣を要請する。
- 県災害対策本部（関係各班）は、必要に応じて、被災市町村へ職員を派遣し、要配慮者の状況や福祉・介護職員等のニーズ把握の業務を支援するとともに、被災市町村から福祉・介護職員等の派遣要請があり、要配慮者に係る他県からの応援が必要であると判断したときは、国の緊急災害対策本部や他県の関係団

- 体に対して福祉・介護職員等の派遣を要請する。
- 県災害対策本部（関係各班）は、県内及び他県から派遣された福祉・介護職員等の連絡窓口となり、派遣調整を行う。

6 自治体応援職員の受入れ

(1) 概要

- 大規模災害の発生時には、災害対策本部の活動のほか、人的・物的支援関係業務など、膨大な災害対応業務が発生し、既存の人的資源のみで対応することは極めて困難な状況となることが想定されるため、全国から自治体応援職員を円滑に受け入れる体制を整備する。
- 被害が甚大で、被災市町村において災害マネジメント機能や大量の応援職員の確保が必要な場合は、「被災市区町村応援職員確保システム」（第2章図表2-5のとおり）による対口支援を積極的に活用する。
- 災害応急対策に加えて復旧・復興の方針や計画を迅速かつ効率的に立案するため、全国から災害対応の経験を有する自治体職員の派遣要請を行う。

(2) 人的ニーズの把握

- 災害時においては、県災害対策本部の各班は、応援者の職種・必要資格等を明確にしたうえで、必要業務・必要人数を決定し、受援・応援グループ（人的支援総括）に報告する。

(3) 被災市町村における人的ニーズの把握

- 受援・応援グループ（人的支援総括）は、被災市町村からの応援職員の派遣要請を受け付けるとともに、要請ができない場合も考慮し、被災市町村に派遣されている県リエゾン（現地情報連絡員）や県災害対策本部各班等を通じて、被災市町村における応援必要業務・必要人数等の応援職員のニーズを把握し、次の情報を取りまとめる。

- ア 応援業務の内容
- イ 必要となる応援職員の職種及び人数
- ウ 必要な資格・経験
- エ 応援場所及び応援場所への交通手段
- オ 応援の期間
- カ 応援要請責任者の氏名及び連絡先
- キ その他必要事項

- 受援・応援グループ（人的支援総括）は、ニーズの把握と並行して、対口支援に係る総括支援チームの派遣について総務省等と調整し、総括支援チームが派遣

された場合には、情報共有など緊密に連携する。

(4) 人的支援の要請

- 受援・応援グループ（人的支援総括）は、災害時の応急対応における被災市町村への人的支援について、まずは、県職員や県内市町村職員の派遣について調整する。
- 被害が甚大で県内のみでは十分な対応ができないと見込まれる場合は、県及び被災市町村それぞれで不足が見込まれる職員の派遣について、必要に応じて調整会議を開催し、広域的な応援を要請する。
- 被災市町村において災害マネジメント機能や大量の応援職員の確保が必要な場合は、対口支援の適用について調整する。
- 既に独自の枠組みを持つ支援（国等による定型化された応援等）に係る要請については、関係各班に伝達し対応を要請する。関係各班は、既に定められたスキーム等に基づき支援を要請するとともに、要請内容を受援・応援グループ（人的支援総括）に報告し、情報共有を図る。
- 応援要請する業務については、災害対応の経験を有する職員等が担うことが望ましい業務（例：災害マネジメント支援や復旧・復興体制整備等）もあるため、災害対応経験職員や災害マネジメント支援の必要性を明示し要請する。

(5) 他都道府県等への要請

① 相互応援協定に基づく要請

ア 中部9県1市の災害時応援

- 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市の中核9県1市で締結している「災害時等の応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。

イ 新潟県、石川県・福井県との災害時応援

- 新潟県と締結している「災害時の相互応援に関する協定」及び石川県、福井県と締結している「北陸三県災害相互応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。

② 全国都道府県の災害時応援

- 上記①の応援を受けても十分な災害応急対策が実施できない、若しくはそのおそれがあるときは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。

③ 対口支援に基づく災害時応援

- 県内による支援職員の派遣だけでは被災市町村において災害対応業務を実施

することが困難である又は困難であると見込まれる場合には、総務省及び中部ブロック幹事県等と調整し、対口支援に基づく被災市町村への支援職員の派遣について要請する。

- 対口支援が適用された場合、以下の（6）～（11）の連絡や手続き、要請等については、受援・応援グループ（人的支援総括）を介さず、被災市町村と対口支援団体が直接やりとりする。
- 受援・応援グループ（人的支援総括）は、対口支援の実施状況の全体像を把握するとともに、情報収集等を継続し、追加の応援要請の判断等を行う。

（6）応援要請先への連絡事項

- 受援・応援グループ（人的支援総括）は、各協定の様式等に基づき、応援要請先へ次の事項を伝達する。
 - ア 被害の状況
 - イ 応援業務の内容
 - ウ 必要となる応援職員の職種及び人数
 - エ 必要な資格・経験
 - オ 応援場所及び応援場所への交通手段
 - カ 応援の期間
 - キ 応援要請責任者の氏名及び連絡先
 - ク その他必要事項
- 受援・応援グループ（人的支援総括）は、応援職員の派遣の決定にあたっては、応援地方公共団体ごとに次の情報をできる限り記した応援受援管理帳票の提出を求める。
 - ア 応援組織名
 - イ 所在地
 - ウ 担当者名
 - エ 担当者連絡先
 - オ 応援業務
 - カ 派遣人数
 - キ 派遣先
 - ク 出発予定・到着予定
 - ケ 派遣手段
 - コ 派遣終了予定日
 - サ 応援内容に基づく協定等
 - シ 有償の応援（金額等）

(7) 応援職員の受入れ

① 応援職員の把握・取りまとめ

- 受援・応援グループ（人的支援総括）は、応援要請先から応援受援管理帳票（図表3-8）の送付を受けたときは、当該帳票に次の情報を記したうえで、人的・物的資源管理表に入力し、応援職員の把握・取りまとめを行う。

ア 受信日時

イ 受信者名

ウ 受信者連絡先

(8) 装備・資機材、宿泊場所等の活動に必要な情報提供

- 受援・応援グループ（人的支援総括）は、国及び応援自治体等からの応援職員について、原則、応援側で携行品や現地での活動に必要な資機材、宿舎等を確保するよう要請する。
- 受援・応援グループ（人的支援総括）は、応援側で手配できない場合を考慮し、食料や飲料水、資機材等を確保するとともに、宿泊場所や駐車場等をあつせんする。
- 受援・応援グループ（応援部隊等支援）は、応援側に対して、輸送ルートや給油所の状況等の活動に必要な情報提供を行う。

(9) 執務環境

- 受援が想定される業務については、各業務担当所属において、あらかじめ応援職員のための執務スペースを検討するとともに、必要に応じ、業務に係る基本情報やフロー、協力機関の連絡先等を整理しておく。

図表3-5 想定される受援業務

＜県において想定される受援業務＞

- ・ 物資の受入れ、物資拠点の運営
- ・ 災害箇所調査、査定準備、応急復旧、復旧・復興体制整備業務 等

＜市町村において想定される受援業務＞

- ・ 避難所の運営
- ・ 避難所等での健康相談、健康調査、健康指導等
- ・ 住家の被害認定調査
- ・ 罹災証明書の発行
- ・ 物資の受入れ、物資集積拠点の運営
- ・ 災害ボランティアの受入れ
- ・ 災害箇所調査、査定準備、応急復旧
- ・ みなし仮設住宅の申込み受付等
- ・ 避難所ごみ、災害廃棄物の収集運搬
- ・ 災害廃棄物仮置場の運営

(10) 市町村における主な受援業務

- 市町村においては、災害発生後、被害規模によっては業務量が増大し、各市町村単独での対応は困難となる業務として、特に、「避難所の運営」や「住家被害認定調査、罹災証明発行」が想定され、他自治体の応援職員の円滑な受入れのための体制整備が必要となる。

① 避難所運営に係る受入れ

- 大規模災害時には、多くの避難者が発生し、被災直後より避難所開設・運営等において、多くの要員が必要となる。
- 避難所においては、避難者の適切なニーズ把握や避難者の健康管理、支援物資の受入れ・管理、生活環境衛生の確保等への支援が必要となる。

ア 必要職員数の算出

- 市町村は、平常時より、呉羽山断層帯や邑知潟断層帯等の被害想定やその被害想定より少ない被害の場合など、様々な被害規模に応じて、避難所の運営に関する業務に必要な職員数をあらかじめ算出しておく必要がある。

イ 必要職員数の確保

- 災害時の避難所には、全国から保健・医療・福祉関係者、NPO団体、ボランティア等が応援に駆けつけることが予想され、市町村は、地域とボランティア等とのパイプ役や、避難所及び被災状況についての応援関係者との情報の共有等を行うための職員を確保することが必要となる。
- 受援・応援グループ（人的支援総括）は、県庁内関係課や県内非被災市町村、県外市町村への要請手続き、職員の現地派遣調整を円滑に行い、被災市町村の対応を支援する。

ウ 必要職員数の把握、応援要請

- 受援・応援グループ（人的支援総括）は、被災市町村における被害状況を収集・把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況等を踏まえて、各被災市町村への応援職員の人数を決定する。
- 受援・応援グループ（人的支援総括）は、応援職員の派遣調整を行ったうえで、県庁職員のみでは応援職員が不足する場合、関係機関に応援職員の派遣を要請する。
- 受援・応援グループ（人的支援総括）は、被災市町村へ応援職員を派遣するとともに、被災市町村の状況を定期的に把握し、追加の応援要請等の判断を行う。
- 派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて、交代要員を派遣する。

図表3－6 避難所における運営の受援体制の確立

項目番号	仕事	いつ				★主担当 ◎担当 ○支援を記入	指示したか	確認したか	協働する団体等
		準備	初動	応急	復旧				
対策項目1 人的資源の受援体制を確立する									
1-1	避難所派遣職員の応援要請手段を確立する	◎				防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都道府県
1-2	救護・巡回のための医師・看護師を要請する			◎		医療担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都道府県、医療・福祉事業者等
1-3	健康管理のための保健師を要請する			◎		保健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	都道府県
1-4	福祉ニーズに対応するための福祉関係者等を要請する			◎		福祉総括担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療・福祉事業者等
1-5	治安維持のための警察官を要請する			◎		防犯担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	警察
1-6	多様なニーズに対応するためのボランティアを要請する			◎		ボランティア担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO・ボランティア、社会福祉協議会
対策項目2 必要な組織との協定を検討する									
2-1	避難所の多様なニーズに応えられる組織との協定を検討する	◎				防災、ボランティア担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO・ボランティア、社会福祉協議会
2-2	避難所の多様なニーズに応えられる組織との顔の見える関係づくりを検討する	◎				防災、ボランティア担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO・ボランティア、社会福祉協議会
対策項目3 ボランティア受入れ体制を確立する									
3-1	災害ボランティアセンター設置・運営の必要性を確認する	◎				防災、ボランティア担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO・ボランティア、社会福祉協議会
3-2	災害ボランティアセンター活動の周知を実施する	◎				防災、ボランティア担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO・ボランティア、社会福祉協議会
3-3	住民の受援力を高める施策を実施する	◎				防災、ボランティア担当、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO・ボランティア、社会福祉協議会
対策項目4 医療・保健・福祉ボランティア受け入れ体制を検討する									
4-1	受け入れ窓口を検討する	○				医療、保健、福祉担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療・福祉事業者等 NPO・ボランティア、社会福祉協議会
4-2	受け入れ後の業務フローを協働で作成を検討する	○				医療、保健、福祉担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療・福祉事業者等 NPO・ボランティア、社会福祉協議会

図表3-7 避難所運営業務の全体像と応援側が担当する業務

大項目	中項目	当 項目	担 任	各避難所の運営本部								
				施設管理 者	避 難 所 派 遣 職 員	他 自 治 体 か ら の 応 援 職 員	都 道 府 県	警 察	避 難 者 (在 避 難 所)	地 域 住 民 (支 援 者)	医 療 ・ 福 祉 事 業 者 等	N P O ・ ボ ラ ン ティ ア
運営体制確立	平時から実施すべき業務	1 避難所運営体制の確立	★	◎	○	○	○		◆	◆	◆	◆
		2 避難所の指定				○			◆	◆	◆	◆
		3 初動の具体的な事前想定	★						◆	◆	◆	◆
		4 受援体制の確立	★			○	○	★	◆		★	★
		5 帰宅困難者・在宅避難者の対策				○						
避難所の運営	基幹業務	6 避難所の運営サイクルの確立	★	★	○			★	★		◆	◆
		7 情報の取得・管理・共有	○	★	○	○		◆	◆		◆	◆
		8 食料・物資管理	○	◎	○	○		★	◆		◆	◆
		9 トイレの確保・管理	◎	◎				★	◆			
	健康管理	10 衛生的な環境の維持	◎	○	○	○		★	◆	◆	◆	◆
		11 避難者の健康管理	○		○	○		◆		◆	◆	◆
		12 寝床の改善									★	
	よりよい環境	13 衣類										
		14 入浴					○				◆	
ニーズへの対応	要配慮	15 配慮が必要な方への対応	○			○		★	◆	◆	◆	◆
		16 女性・子供への配慮	○			○		★	◆	◆	◆	◆
	安心安全	17 防犯対策	○	★		○	○	★	◆		◆	◆
		18 ペットへの対応	○					★			◆	◆
避難所の解消			19 避難所の解消に向けて	★	◎	○	○		★	◆		◆

応援側の役割の範囲 ★主担当 ◎担当 ○支援 ◆連携協働先

② 住家被害認定調査、罹災証明発行に係る受入れ

- 大規模災害時は、多くの建物被害が想定されており、住民の罹災証明発行に早期に着手するため、迅速な住家被害認定調査を行う必要がある。

ア 必要職員数の算出

- 市町村は、平常時より、呉羽山断層帯や邑知瀬断層帯等の被害想定やその被害想定より少ない被害の場合など、様々な被害規模に応じて、住家被害認定調査に関する業務に必要な職員数をあらかじめ算出しておく必要がある。

イ 必要職員数の確保

- 被災市町村は、罹災証明発行時には、膨大な数の申請者が訪れることが想定され、一定数の窓口及び職員を確保する。
- 受援・応援グループ(人的支援総括)は、県庁内関係課や県内非被災市町村、県外市町村への要請手続き、職員の現地派遣調整を円滑に行い、被災市町村の

対応を支援する。

ウ 必要職員数の把握、応援要請

- 受援・応援グループ（人的支援総括）は、被災市町村における被害状況を収集・把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況等を踏まえて、各被災市町村への応援職員の人数を決定する。
- 受援・応援グループ（人的支援総括）は、応援職員の派遣調整を行ったうえで、県庁職員のみでは応援職員が不足する場合、関係機関に応援職員の派遣を要請する。
- 受援・応援グループ（人的支援総括）及び関係機関は、被災市町村からの要請や被災市町村が作成する住家被害認定調査に係る計画に基づき、被災市町村へ応援職員を派遣するとともに、必要に応じて、追加の応援要請等の判断を行う。
- 派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて、交代要員を派遣する。

(11) 人的・物的資源管理票の作成及び応援規模の試算

① 人的・物的資源の管理

- 受援・応援グループ（人的支援総括、物的支援総括）は、日々の受援・応援状況等を一元的・効果的に管理するため、関係班と連携し、人的・物的資源管理表及び応援受援管理帳票を作成する。
- 受援・応援グループ（人的支援総括、物的支援総括）は、国等による定型化された応援などの独自の枠組みで行われた受援・応援についても、関係班からの報告により、人的・物的資源管理表及び応援受援管理帳票を作成する。

② 応援人員の試算

- 県（人事課、防災・危機管理課）は、呉羽山断層帯や邑知渦断層帯等の被害想定に基づき、各応援業務に必要な人員をあらかじめ算出する。
- 想定される人的・物的被害より少ない場合も考慮し、様々な被害規模に応じて、必要な応援職員の規模をあらかじめ試算する。
- 災害時において応援ニーズや規模の収集が困難な場合は、被害状況と試算を照らし合わせ、応援に必要な人員を先取りし、応援要請を行うことを検討する。

図表3-8 応援受援管理帳票（様式例）

1. 「応援側」資源情報（①～⑩）

①応援組織・応援個人名（ふりがな）	
②所在地	□□-□□□□ 都道府県
③担当者名（ふりがな）	④担当者連絡先 電話 FAX メール

ID	⑤応援区分	⑥応援内容（具体的な名称を記入）	⑦内容量	⑧派遣・送付先	⑨出発予定（上） 到着予定（下）	⑩派遣・送付手段	⑪終了予定日
	人的物的				月 日		月 日
					月 日		
	人的物的				月 日		月 日
					月 日		
	人的物的				月 日		月 日
					月 日		
	人的物的				月 日		月 日
					月 日		
	人的物的				月 日		月 日
					月 日		
	人的物的				月 日		月 日
					月 日		
	人的物的				月 日		月 日
					月 日		
	人的物的				月 日		月 日
					月 日		
10	人的物的				月 日		月 日
					月 日		
⑫応援内容に基づく協定等（ある場合） (上記すべてでない場合はIDを明記)							
⑬有償の応援 (有償の場合にはIDおよび金額(単価×数量を記入))							
⑭備考 (特別な形態の支援など特記事項)							

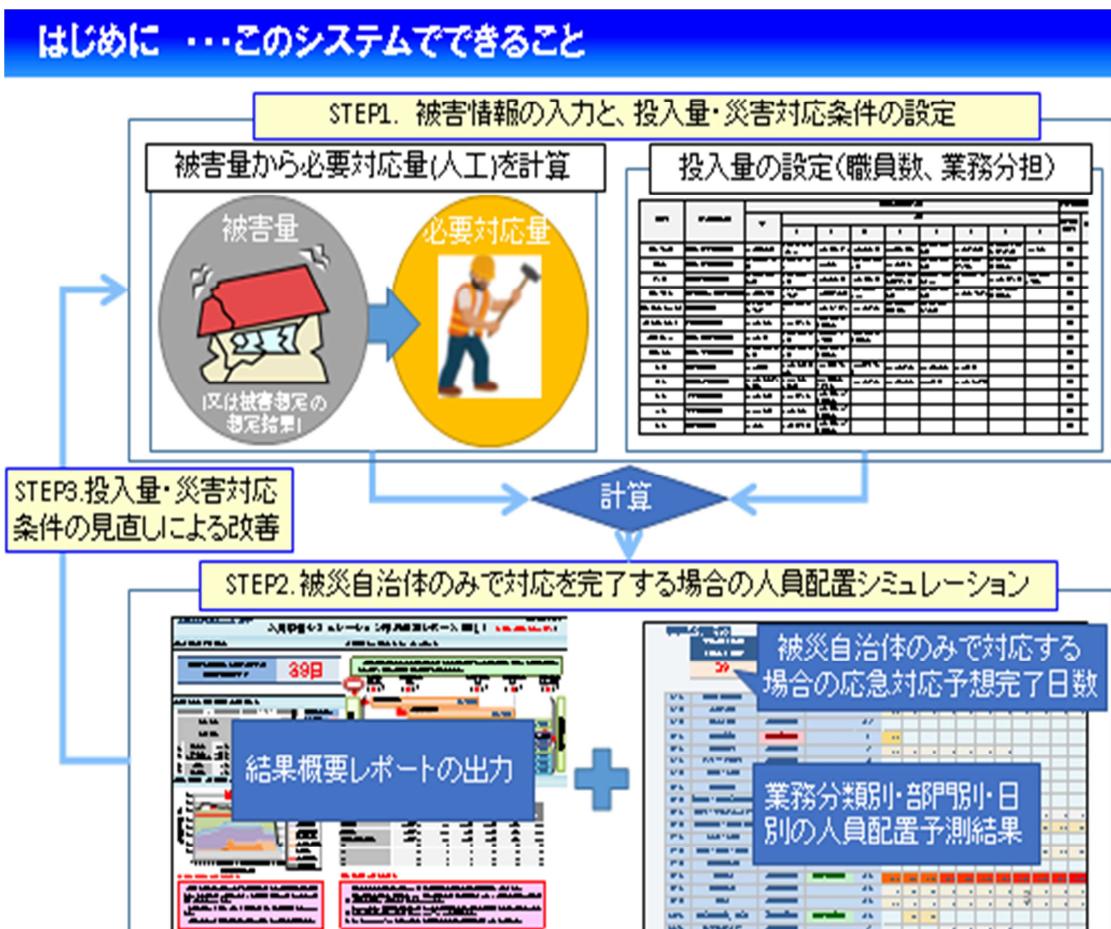
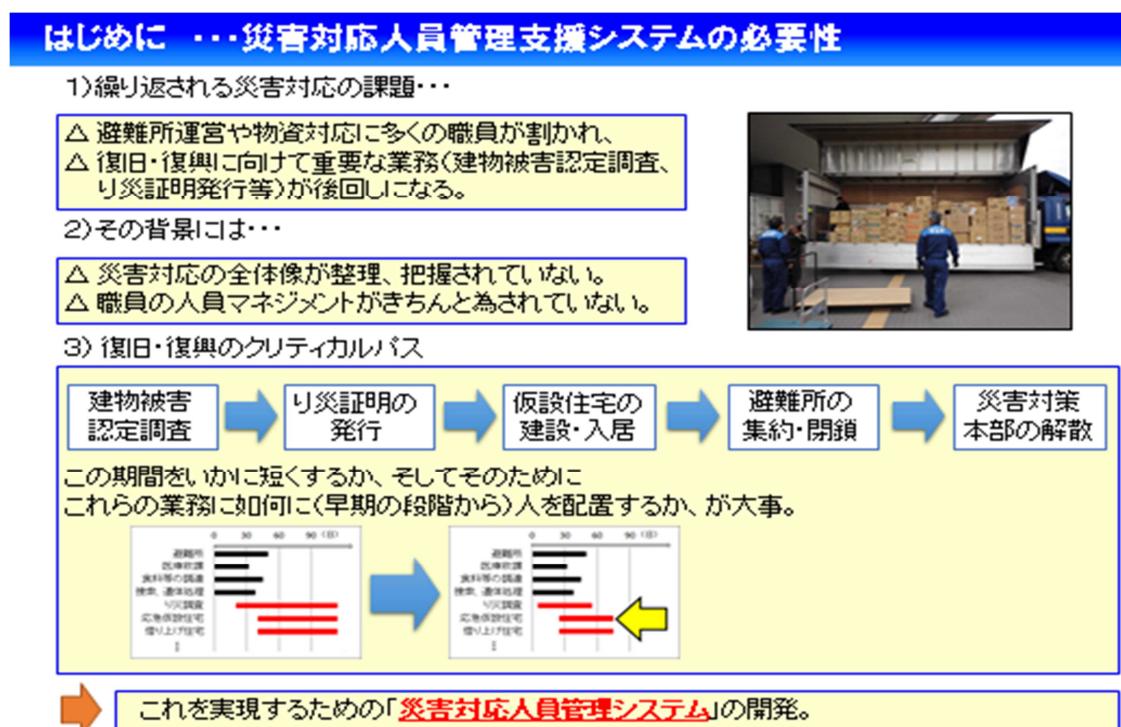
2. 「受援側」資源情報（⑯～⑰）

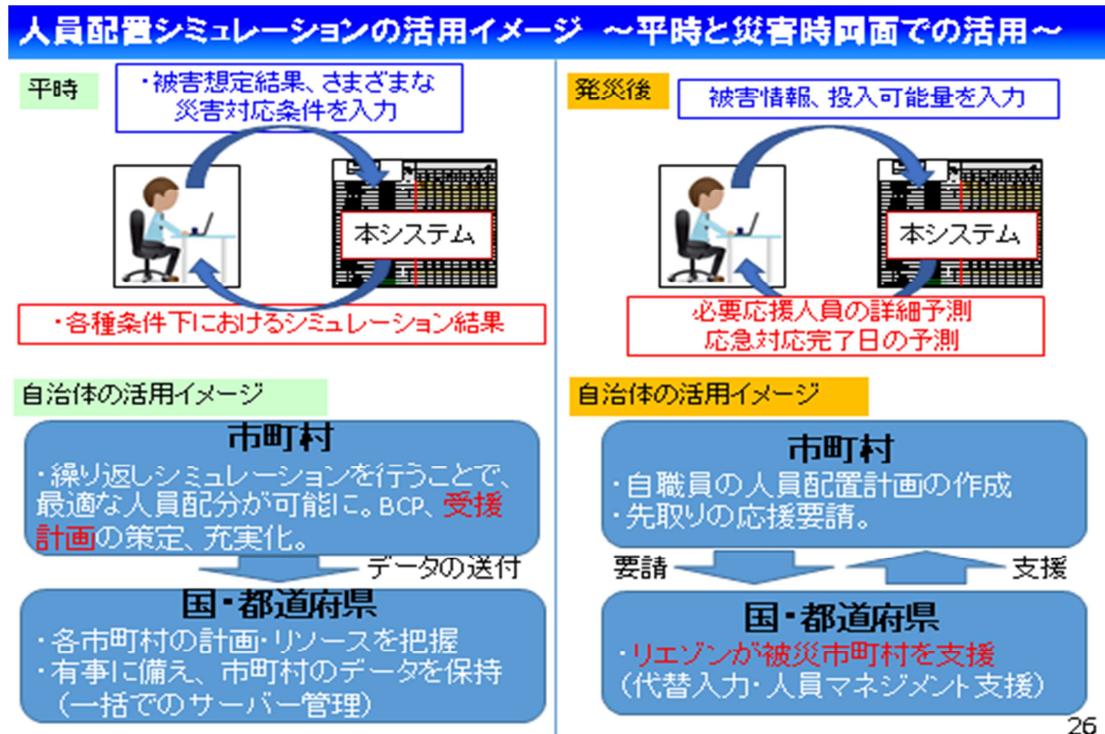
⑮受信日時 月 日 時 分	⑯受信部局・受信者名（ふりがな） 部局名 名前		
⑰受信者連絡先 内線 FAX	外線	メール	
⑱備考			

3. データセット入力者の記入情報（⑲～⑳）

⑲書類番号（固有ID）	⑳入力者名	㉑備考
-------------	-------	-----

図表3-9 災害対応人員管理支援システム





26

7 応急危険度判定に係る受入れ

(1) 概要

- 被災市町村は、余震等による建築物の倒壊や部材の落下、宅地の破壊等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るために、被災建築物や宅地の危険度判定が必要と判断した場合、判定実施計画を作成し、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施する。

(2) 応急危険度判定士の必要数

- 県（建築住宅課）及び市町村は、平常時より、呉羽山断層帯や邑知潟断層帯の被害想定やその被害想定より少ない被害の場合など、様々な被害規模に応じて、応急危険度判定に係る業務に必要な判定士数を算出する。

(3) 被災建築物の応急危険度判定

- 被災市町村は、必要な判定士の確保のため、県に支援を要請するとともに、地元判定士に参加を要請する。
- 受援・応援グループ（分野別支援・建築住宅関係）は、被災市町村からの支援要請に基づき、支援計画を作成し、要請に応じて、応援市町村の判定士や県内建築関係団体を通して、被災市町村以外に在住する判定士への判定活動の参加要請を行うなど、被災市町村が実施する判定活動に必要な支援を行う。
- 県災害対策本部（建築住宅班）は、被災状況により被災市町村が県に対し支援

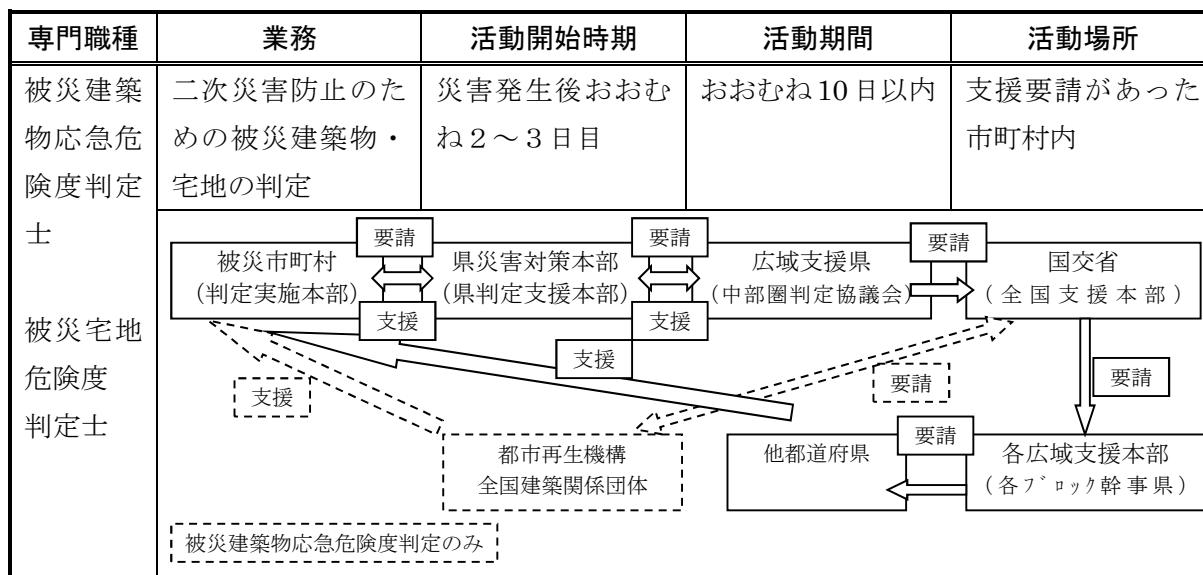
の要請ができる状況にないと判断したときは、必要と考えられる支援を行う。

- 受援・応援グループ（分野別支援・建築住宅関係）は、県内判定士のみで対応することが困難な場合は、国土交通省及び広域支援県（中部圏被災建築物応急危険度判定協議会幹事県）に支援の要請を行う。
- 県及び市町村は、「富山県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、判定士を円滑に受け入れるための調整を行い、判定体制を構築する。

（4）被災宅地の危険度判定

- 被災市町村は、必要な判定士の確保のため、県に支援を要請するとともに、地元判定士に参加を要請する。
- 受援・応援グループ（分野別支援・建築住宅関係）は、被災市町村からの支援要請に基づき、支援計画を作成し、要請に応じて、応援市町村の判定士への判定活動の参加要請を行うなど、被災市町村が実施する判定活動に必要な支援を行う。
- 県災害対策本部（建築住宅班）は、被災状況により被災市町村が県に対し支援の要請ができる状況にないと判断したときは、必要と考えられる支援を行う。
- 受援・応援グループ（分野別支援・建築住宅関係）は、県内判定士のみで対応することが困難な場合は、国土交通省を通じて支援の要請を行う。
- 県災害対策本部（建築住宅班）及び市町村は、判定士を円滑に受け入れるための調整を行い、判定体制を構築する。

図表3-10 応急危険度判定の流れ



8 災害救援ボランティアの受入れ

(1) 概要

- 大規模災害の発生時には、被災者は多くの困難に直面し様々な課題が発生することから、行政では対応しきれない被災者の多様なニーズにきめ細かく対応できるよう、全国から、様々な分野のボランティアを円滑に受け入れる体制を整備する。

(2) 県災害救援ボランティア本部の設置

① 体制の整備

- 県災害対策本部が設置された場合は、県、県民ボランティア総合支援センター及び県社会福祉協議会が連携して、速やかに県災害救援ボランティア本部(以下「県ボランティア本部」という。)を県総合福祉会館内に設置する。
- 県災害対策本部内に、県ボランティア本部との情報交換や協議等を行う連絡調整窓口として、ボランティア班を設置する。

② 機能・業務

- ア 県災害対策本部及び市町村災害救援ボランティア本部（ボランティアセンター）(以下「市町村ボランティアセンター」という。)との連絡調整
- イ 市町村間のボランティア及びボランティアコーディネーターの配置調整
- ウ 県内の協力関係団体との情報交換及び運営スタッフの派遣協力要請
- エ ボランティア活動に関する広報・情報窓口
- オ ボランティア活動参加申出者への対応
- カ 活動用資機材の調達（県災害対策本部との連携）
- キ 東海北陸ブロック県市社会福祉協議会災害応援に関する協定等に基づく支援要請
- ク 全国社会福祉協議会や県外からの災害救援団体（災害救援N P O等）との連絡調整
- ケ その他（具体的な対応は「富山県災害救援ボランティア本部運営マニュアル」に定める。）

③ 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク等との連携

- 必要に応じて、県内の協力関係団体や東海・北陸ブロックの県及び名古屋市社会福祉協議会、全国社会福祉協議会に対し、コーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備する。
- 広域的な応援を迅速かつ効率的に受け入れるため、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVORD）等との連携協力体制を構築する。

(3) 市町村災害救援ボランティアセンターの設置

① 体制の整備

- 市町村災害対策本部が設置された場合は、市町村及び市町村社会福祉協議会等が連携して、市町村ボランティアセンターを設置するとともに、必要に応じて、災害救援ボランティア現地事務所（以下、「現地事務所」という。）を設置し、救援ボランティアの受入体制を整える。
- 市町村ボランティアセンターは、地域協力団体や県ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備する。

② 機能・業務

- ア 市町村災害対策本部、県ボランティア本部及び現地事務所との連絡調整
- イ 現地事務所間の災害救援ボランティアコーディネーターやボランティア等の配置・連絡調整
- ウ 地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力調整
- エ 相談窓口（電話）の設置
- オ ボランティア活動参加申出者への対応
- カ ボランティアの受入れ
- キ 活動用資機材の調達（市町村災害対策本部との連携）
- ク 救援物資の仕分け、搬送
- ケ 地域内への広報

(4) 災害救援ボランティア現地事務所の設置

① 体制の整備

- 市町村ボランティアセンターは、被災地の状況に応じて必要がある場合には、ボランティア活動の拠点となる現地事務所を設置する。
- 現地事務所を設置しない場合には、この機能は市町村ボランティアセンターが担う。

② 機能・業務

- ア 市町村ボランティアセンターとの連絡調整
- イ ボランティニアーズ及び被災状況の把握
- ウ ボランティアの受入れ
- エ コーディネート
- オ 救援物資の整理配布
- カ 活動用資機材の配布
- キ 現地での支援活動
- ク ボランティアの健康管理

9 廃棄物処理（し尿・生活ごみ・災害廃棄物）に係る受入れ

(1) 概要

- 大規模災害の発生時には、仮設トイレ等のし尿や避難所ごみ等の生活ごみ、損壊家屋や被災家具等の災害廃棄物などにより、廃棄物処理業務が発生し、既存の人的資源・資機材のみで対応することは極めて困難な状況となることが想定されることから、全国からの支援を円滑に受け入れる体制を整備する。

(2) 処理の主体

- し尿や生活ごみ、災害廃棄物の処理主体である被災市町村は災害の規模等を踏まえ、独自で処理ができるか検討し、被害の規模等によっては、県災害対策本部（環境政策班）へ支援（事務委託を含む。）を要請する。
- 県災害対策本部（環境政策班）は、「富山県災害廃棄物処理計画」に基づき、基本的には、市町村や近隣他県、国等との間で支援及び協力体制を整えることなどの調整機能を担う。ただし、甚大な被害を受けた被災市町村が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法第252条の14の規定により、被災市町村から事務委託を受けて、県が処理主体となることがある。

(3) 人的・資機材ニーズの把握

- 受援・応援グループ（分野別支援・環境政策）は、初動期に、被災市町村における避難所設置や建物・上下水道・道路被害等の情報を県災害対策本部（環境政策班）に提供する。
- 県災害対策本部（環境政策班）は、初動期に、被災市町村から、災害廃棄物の発生状況や一般廃棄物処理施設の被害状況、仮置場の整備状況等の情報収集を行い、得られた情報に基づいて、人的ニーズ及び資機材（ごみ・し尿収集運搬車両、仮設トイレ等）ニーズを把握する。

(4) 処理の内容

① し尿

- 県災害対策本部（環境政策班）は、被災市町村が初動期に避難所等への仮設トイレの設置・管理やし尿の収集運搬・処理体制の構築などを行えるよう、必要な支援や助言、調整を行う。

② 生活ごみ

- 県災害対策本部（環境政策班）は、被災市町村が初動期にごみ焼却施設等の被害状況の確認や生活ごみの保管場所の確保などを行い、応急期にごみ焼却施設等の補修準備や生活ごみの収集運搬・処理体制の確保などを行えるよう、必要な支援や助言、調整を行う。

(3) 災害廃棄物

- 県災害対策本部（環境政策班）は、被災市町村が災害廃棄物処理のため、初動期に通行障害廃棄物の撤去・収集運搬や有害廃棄物の回収などを行い、応急期に倒壊の危険性のある建物の解体・撤去や腐敗性廃棄物の処理、漂着ごみの処理、発生量の推計、仮置場の確保・運営管理、収集運搬体制の確保などを行えるよう、必要な支援や助言、調整を行う。
- 被災市町村が仮置場の場所を選定する際に、国有地又は県有地の利用希望があった場合には、県災害対策本部（環境政策班）は必要に応じて関係機関等と調整を行う。

(5) 国、近隣他県等への支援要請

- 県災害対策本部（環境政策班）は、被災市町村が（4）の処理を実施するに当たり不足する人的・資機材支援について、災害支援協定等も踏まえ、国や近隣他県、他市町村、廃棄物関係団体、民間事業者等に要請する。その際、必要に応じて県災害対策本部の関係班と調整を行う。

(6) 人的・資機材支援の受入れ

- 県災害対策本部（環境政策班）は、（5）の要請に基づき派遣される支援職員や資機材の割振りについて、支援要請先及び被災市町村と調整する。
- 受援・応援グループ（分野別支援・環境政策）は、人的・資機材支援の受け入れ状況について県災害対策本部（環境政策班）から情報を収集し、人的・物的資源管理表に入力する。

第4章 物的支援の受入れ

1 基本方針

- 熊本地震では、熊本県の物資拠点（公共施設）が被災により使用できず、民間物流拠点を国のプッシュ型支援物資の仕分けや配送を行う一次物資拠点として活用し、全国からの支援物資の保管施設としても使用された。
- 災害時の物資拠点として、民間の物流施設を活用することの有用性が再認識されている。
- 大規模災害を想定した場合、避難所に円滑に物資を供給するためには、物資の調達と輸送を個別に計画するのではなく、避難所までを対象とした一体的な検討体制を強化する必要がある。
- 熊本地震で問題となった物資拠点から避難所までの輸送（いわゆる「ラストマイル」）への対応など、支援物資の供給体制の強化に取り組む。
- また、万一、物流事業者等が被災し支援が得られない場合においても、県民に支援物資を確実に行き届かせるため、自治体職員自らが物流倉庫の運営や配送を担うための体制整備を進めていく。

2 物的支援の受入れ・供給の全体像

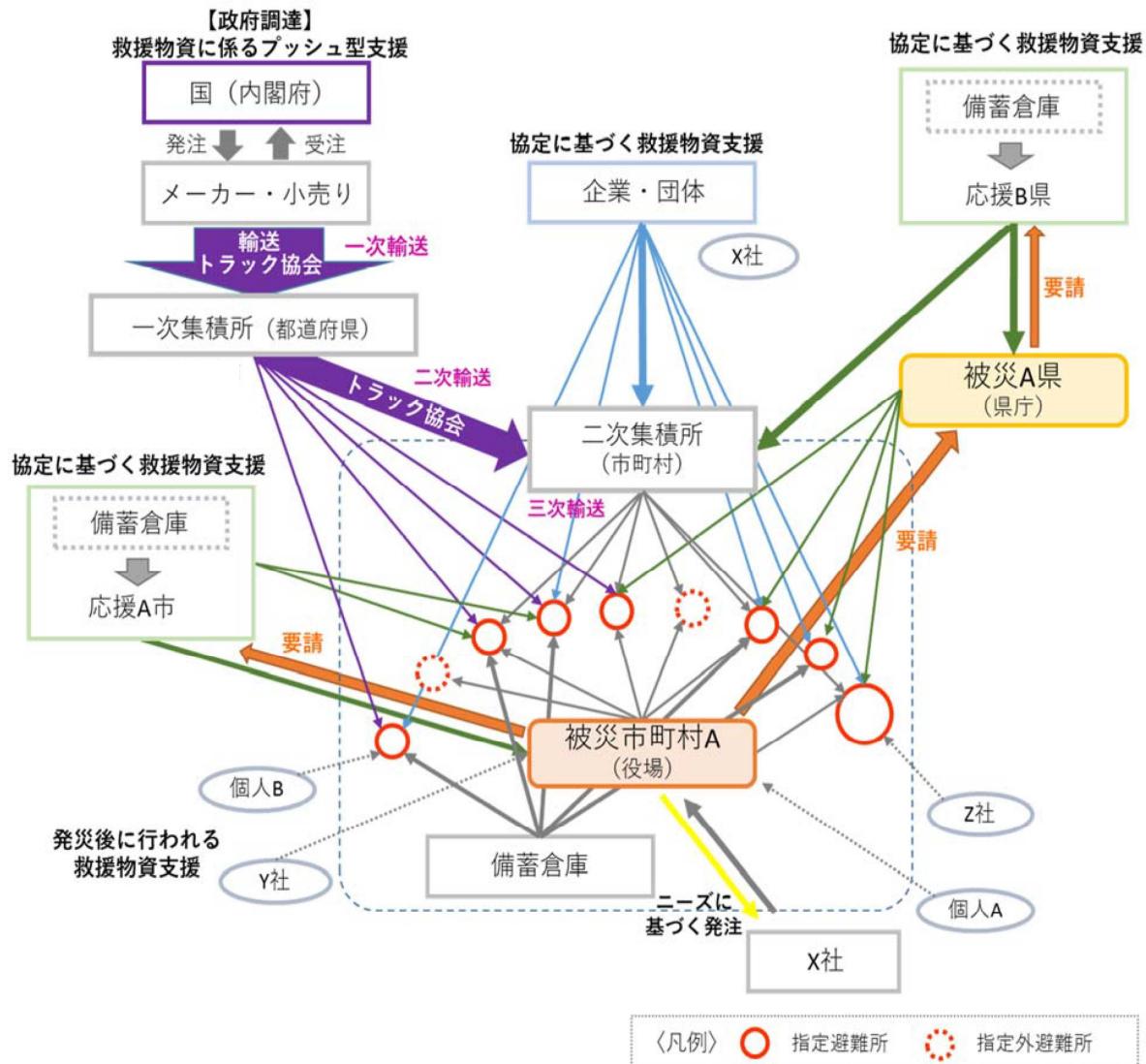
(1) 広域的な応援の枠組み

- 災害が発生した直後から、国や被災地外の地方公共団体、民間企業などから物的支援を受ける必要があり、その基本的な枠組みは、図表4-1、2のとおりである。

図表4-1 物的支援の基本的な枠組み

基本的な枠組み	応援等の種類
市町村自身による 物資の確保	市町村の備蓄物資の提供・配達 被災地の物的資源ニーズに基づく確保（発注）
都道府県による 提供・支援	協定に基づく地方公共団体、企業等からの備蓄物資の配達・提供
	協定に基づく企業・団体等からの物資の確保
	被災地の物的資源ニーズに基づく確保（発注）
	都道府県の備蓄物資の提供・発送
国等による提供	国からのプッシュ型の物資支援
その他	事前に協定を結んでいない主体からの物資支援

図表4－2 応援要請と受援・応援の関係



(2) 支援物資供給の枠組み

① 市町村備蓄物資の供給

- 災害発生時は、まず市町村備蓄物資を備蓄倉庫から各避難所に供給する。

② 県備蓄物資の供給

- 災害発生時は、県備蓄物資を被災状況や物資の種類・量、輸送手段等により、市町村が開設する地域内の物資輸送拠点（以下、「市町村物資拠点」という。）を経由して各避難所又は直接各避難所に供給する。

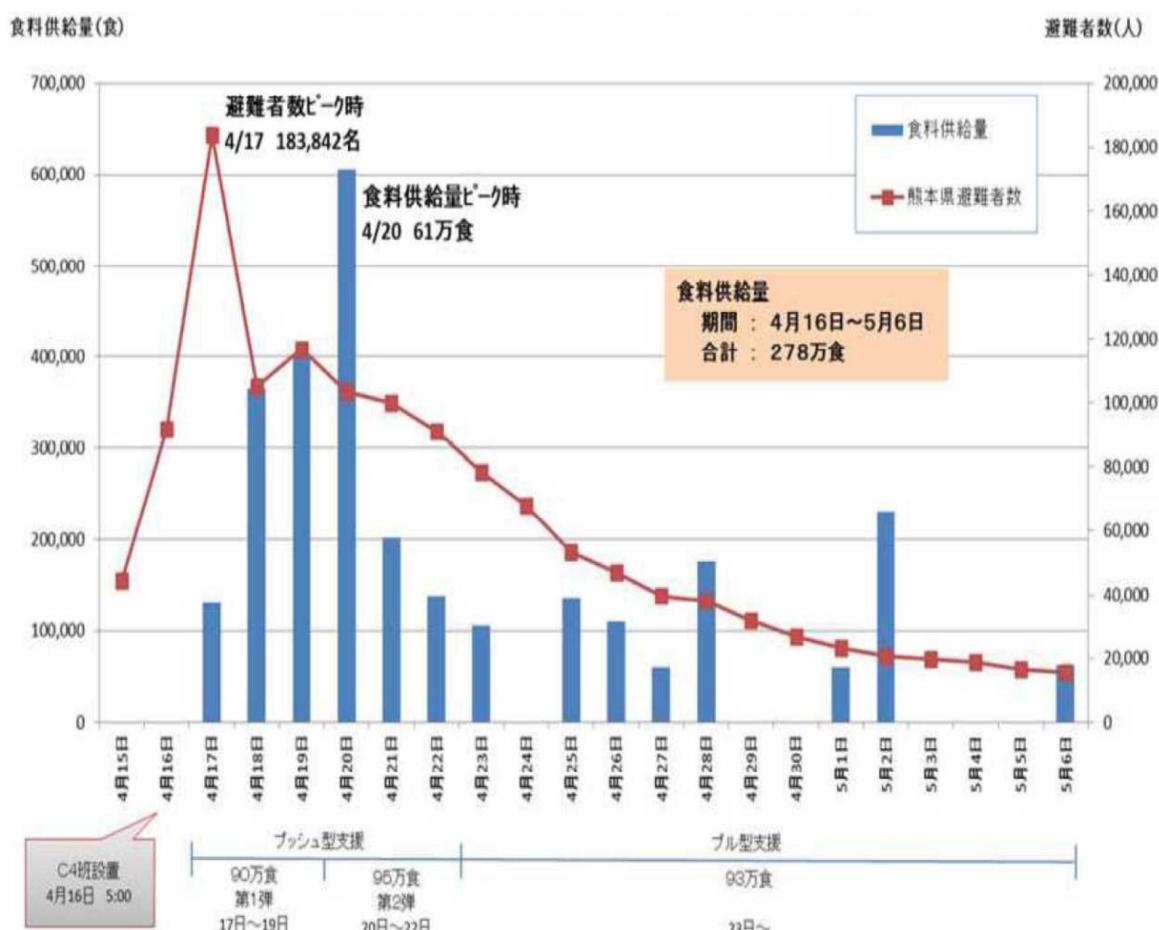
③ 県協定物資及び市町村協定物資の供給（知事会、民間事業者等）

- 県協定物資及び市町村協定物資は、被災状況や調達先、物資の種類・量、輸送手段等により、県が開設する広域物資輸送拠点（以下、「県物資拠点」という。）及び市町村物資拠点を経由して、各避難所又は直接各避難所に供給する。

④ 国プッシュ型支援物資の供給

- 国プッシュ型支援物資は、被災状況や物資の種類・量、輸送手段等により、県物資拠点及び市町村物資拠点を経由して、各避難所又は直接各避難所に供給する。

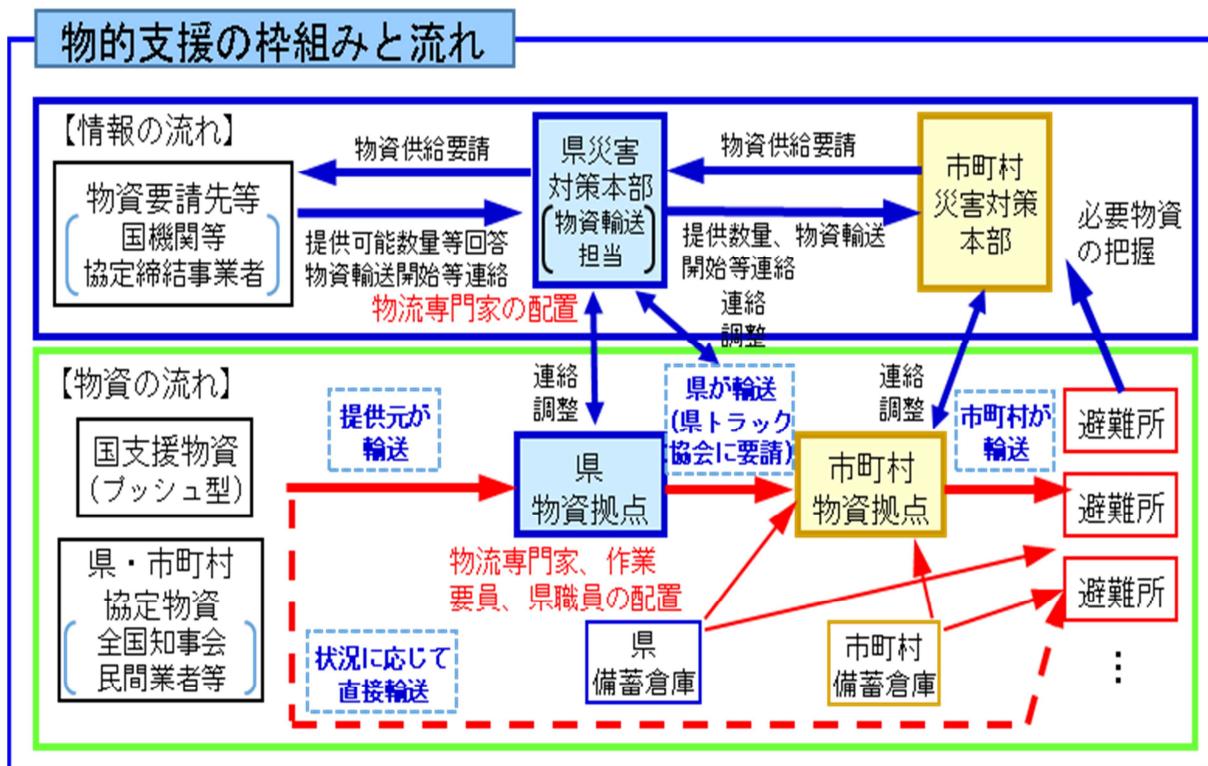
図表4－3 熊本地震における国支援物資の供給量



(3) 物的支援の枠組みと流れ

- 調達先から避難所までの物的支援の枠組みと流れは、図表4-4のとおりである。

図表4-4 物的支援の枠組みと流れ



3 物的支援担当の設置及び構成

(1) 物的支援担当の設置

- 県物資拠点の開設・運営、物資輸送を速やかに行うため、受援・応援グループ内に担当所属職員からなる「物的支援担当」を配置するとともに、各県物資拠点内に拠点運営に係る要員を配置する。

(2) 物流専門家の配置要請

- 受援・応援グループ（物的支援総括）には、物資輸送に関わる協定等に基づき、県倉庫協会、県トラック協会又は指定公共機関（運送事業者等）に物流専門家の配置を要請する。

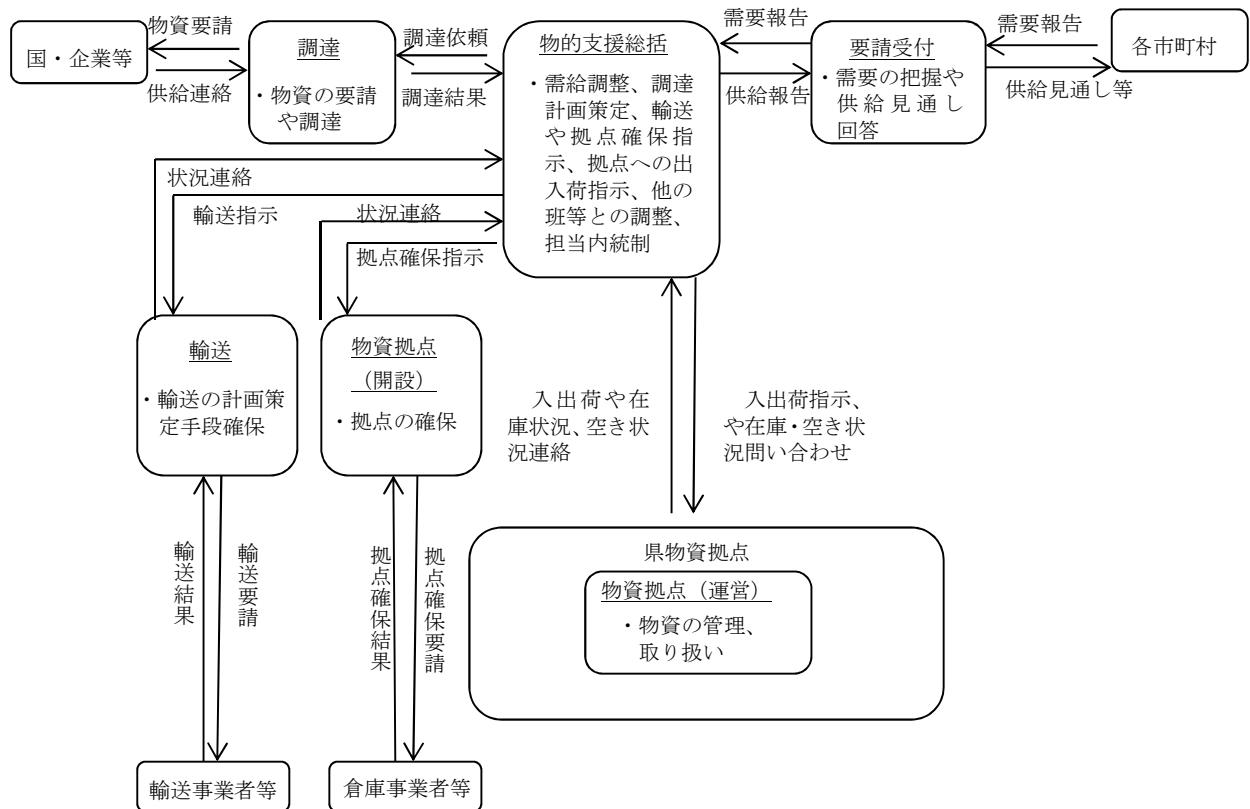
(3) 物的支援担当の構成

- 構成員は、図表4-5のとおり、防災・危機管理課や厚生企画課、市町村支援課の職員のほか、受援・応援関係所属の職員等で構成する。

図表4-5 物的支援担当所属

区分	担当業務	担当所属等
県災害対策本部内	物的支援総括 各担当の総合調整、要請と調達の調整、 拠点入出庫・輸送に係る各担当への 指示、国プッシュ型支援の調整	防災・危機管理課、消防課、厚生企画課、物流専門家、（北陸信越運輸局）
	調達 国や企業への物資の要請・調達	厚生企画課、農産食品課
	要請受付 市町村からの物資の要請の受付、供給見通し等の回答	市町村支援課
	輸送 道路の被災状況の把握、輸送ルートの選定・確保、輸送手配、県トラック協会等との調整	道路課、総合交通政策室、 港湾課
	物資拠点 (開設) 各物資拠点の開設、県倉庫協会等との調整	防災・危機管理課、消防課、商工企画課
各拠点施設	物資拠点 (運営) 各県物資拠点施設の運営、在庫管理、 入出荷調整	人事課、管財課、商工企画課、 各総合庁舎、物流専門家

<県物的支援担当内の役割分担>



(4) 市町村災害対策本部内における物的支援担当の配置

- 市町村物資拠点の開設・運営、物資輸送を速やかに行うためには、市町村災害対策本部内に物資輸送業務担当職員からなる物的支援担当の配置が必要となる。

図表4－6 市町村物的支援担当の主な担当業務（例）

区分	主な担当業務
市 町 村 災 害 対 策 本 部	受援班/担当及び各班との調整に関する事（支援物資の状況把握）
	県や企業への物資の要請・調達
	避難所からの物資の要請の受付、供給見通し等の回答
	道路の被災状況の把握、輸送ルートの選定・確保、輸送手配、運送業者等との調整
	各物資拠点の開設、調整に関する事
物資 拠点	各物資拠点の運営、在庫管理、入出荷調整

(5) 県災害対策本部以外への物流専門家の派遣

- 県物資拠点及び市町村災害対策本部等に物流専門家が必要となる場合には、県倉庫協会に物流専門家の配置を要請し、不足する場合は、県トラック協会や指定公共機関（運送事業者等）、国に要請する。

4 物資拠点候補施設のリストアップ及び運営等のマニュアルの作成

(1) 県物資拠点候補施設のリストアップ

- 県（防災・危機管理課）は、平常時において、国（北陸信越運輸局）や指定公共機関、県倉庫協会、県トラック協会等の協力を得て、県有施設や民間物流拠点等から県物資拠点候補施設をあらかじめリストアップするとともに、候補施設ごとの機能分析や活用実証等をとりまとめる。
- 県（防災・危機管理課）は、発災後、候補施設の被災状況等を把握し、速やかに県物資拠点の選定・開設を行うために、施設の使用可能スペースや電源、通信設備の被災の有無等を確認する「被災状況チェックシート」をあらかじめ作成しておく。

(2) 市町村物資拠点候補施設のリストアップ

- 市町村物資拠点は、調達先からの支援物資を受入れや保管、仕分け等をした上で、避難所に送り出す機能を果たすため、平常時において、民間物流事業者等の協力を得て、公共施設や民間物流拠点等から市町村物資拠点をあらかじめリストアップしておくとともに、候補施設ごとの施設概要や位置、交通アクセス、設備などをまとめたシートをあらかじめ作成しておく必要がある。
- リストアップにあたっては、国の「二次物資拠点の選定基準」等を参考に、施設自体が被災した場合も考慮し、複数の候補施設をリストアップしておく必要がある。
- 民間施設は、設備状況や運営ノウハウなどから、優先的に活用を検討する。一方、営業倉庫は、顧客の貨物が最優先されることから、企業の自家用倉庫や賃貸型倉庫を含め、できるだけ多くを候補施設としてリストアップし、活用可能性を高める体制を整備しておく必要がある。
- 保管スペースの規模が小さくとも、屋根のあるスペースがあれば、荷捌き用の施設としての活用もできることから、JA等の配送センターの活用も検討する。また、災害時に倉庫等を確保できない場合に備え、公園等のオープンスペース（テント使用）の活用も検討しておく必要がある。
- 市町村の物的支援担当は、発災後、候補施設の被災状況などを把握し、速やかに物資拠点の選定・開設を行うため、平常時から、施設の使用可能スペースや電源、通信設備の被災の有無等を確認する「被災状況チェックシートの作成」を検討しておく必要がある。

- 抛点のリストアップにおいては、物資の輸送は、人力に頼らず、パレット化して、物資を仕分けしやすくことに留意する。

(3) 選定・開設・運営に係るマニュアルの作成

- 県（防災・危機管理課）は、平常時において、国（北陸信越運輸局）や指定公共機関、県倉庫協会、県トラック協会等の協力を得て、災害発生時に、各々の県物資拠点を速やかに選定・開設・運営するための関係機関の行動の手順を整理したマニュアルを作成する。
- 市町村は、災害発生時に市町村物資拠点を速やかに選定・開設・運営するためのマニュアルを作成しておく必要がある。
- 物流の流れをスムーズにするため、国、県、市町村、県トラック協会等の間で、常に最新の道路情報について共有を図る。
- 市町村は、発災後の迅速な市町村物資拠点の選定のため、平常時から、図表4-7や物的支援に係る国のマニュアル等を参考に避難者数に応じた必要物資量を想定しておく必要がある。

図表4-7 避難者数に応じた必要物資量の算定式

【算定式】

想定避難者数〔人〕 = 災害発生時の想定人口〔人〕 × 想定避難者割合

災害発生時の想定人口〔人〕

= 人口：夜間or昼間〔人〕 + 想定観光客数〔人〕

男女別年齢別の想定避難者数〔人〕 = 災害発生時の想定人口

× 想定避難者割合

× 市町村別男女別年齢構成比

必要な支援物資量〔品目別の個別単位〕

= (想定避難者数〔人〕 × 1人あたり1日に必要な物資量〔個別単位/人・日〕
× 物資量の算定日数〔日〕) - 供出可能な備蓄物資量〔個別単位〕

必要な支援物資量〔トン〕

= (想定避難者数〔人〕 × 1人あたり1日に必要な物資量〔トン/人・日〕
× 物資量の算定日数〔日〕) - 供出可能な備蓄物資量〔トン〕

物資拠点施設の必要規模（拠点面積）〔m²〕

= 必要な支援物資量〔トン〕 × 支援物資1トンあたりに必要な拠点面積〔m²/トン〕

(必要量の算出式)

項目	前提とする被害量	算出式
食料	避難所避難者数	避難所避難者数※1 × 3食 × 1. 2※2
毛布	避難所避難者数	避難所避難者数 × 一人当たり必要枚数2枚 －被災地方公共団体備蓄量
育児用調製粉乳	避難所避難者数	避難所避難者数 × 0歳人口比率※3 × 一人1日当たり必要量140g × 4日間
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数	避難所避難者数 × 0～2歳人口比率※3 × 一人1日当たり必要量8枚 × 4日間
大人用おむつ	避難所避難者数	避難所避難者数 × 必要者割合0. 005※4 × 一人1日当たり必要量8枚 × 4日間
携帯トイレ・簡易トイレ	避難所避難者数 上水道支障率	避難所避難者数 × 上水道支障率※5 × 一人当たり使用回数5回／日 × 4日間
トイレットペーパー	避難所避難者数	避難所避難者数 × 一人1日当たり必要量0. 18巻※6 × 4日間
生理用品	避難所避難者数	避難所避難者数 × 12～51歳女性人口比率※3 × 一人1期間（7日間）当たり必要量30枚 × 4／7 ※7 × 1／4※8

※1：避難所避難者数は、自宅建物が全壊、半壊又は一部損壊したため避難した者、断水により自宅で生活し続けることが困難となり避難した者の合計

※2：食料の算出式における「1. 2」という係数は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの

※3：「0歳人口比率」、「0～2歳人口比率」及び「12～51歳女性人口比率」は、平成22年国勢調査（総務省統計局）における数値

※4：大人用おむつの算出式における「0. 005」という係数は、避難所避難者における要介護の高齢者を想定したもの

※5：携帯トイレ・簡易トイレの算出式における「上水道支障率」は、被災府県ごとの断水人口の割合（断水率）

※6：トイレットペーパーの算出式における「0. 18」という係数は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計より試算

※7：生理用品の算出式における「4／7」という係数は、一人1期間（7日間）当たりのうちの4日間分（4日目～7日目）

※8：生理用品の算出式における「1／4」という係数は、生理期間を4週に1回と想定したもの

【必要規模等算定項目と算定式（モデル）】

項目	入力タイミング	備考
市町村名	-	以下の項目は、県内の市町村別に入力、算定
想定避難者割合	-	必要に応じて災害発生時に変更
支援物資1トンあたりに必要な拠点面積	-	
被災の有無	災害発生時	「あり」or「なし」で入力
災害発生時間帯	災害発生時	「昼」or「夜」で入力 ※全市町村に同じ内容を入力する。
一次物資拠点の必要規模(拠点面積)	算定	
災害発生時の想定人口	算定	
想定避難者数	算定	
男女別年齢別 想定避難者数	男性	1歳未満 算定
		1~2歳 算定
		3~14歳 算定
		15~64歳 算定
		65歳以上 算定
	女性	1歳未満 算定
		1~2歳 算定
		3~14歳 算定
		15~64歳 算定
		65歳以上 算定
必要な支援物資量(品目別の個別単位)	算定	
必要な支援物資量(トン単位)	算定	
供出可能な備蓄物資量	算定	被災無しの市町村の備蓄物資を供出可能と判定
使用可能な物資拠点候補施設の面積 (見込み)	算定	被災無しの市町村の物資拠点候補施設を使用可能と判定

【物資拠点必要規模算定シートの事前入力項目（モデル）】

項目		入力タイミング	備考	
市町村名		-	以下の項目は、県内の市町村別に入力、算定	
人口	夜間人口	事前		
	昼間人口	事前		
観光客数		事前		
男女別年齢構成比 (夜間人口)	男性	1歳未満	事前	
		1~2歳	事前	
		3~14歳	事前	
		15~64歳	事前	
		65歳以上	事前	
	女性	1歳未満	事前	
		1~2歳	事前	
		3~14歳	事前	
		15~64歳	事前	
		65歳以上	事前	
男女別年齢構成比 (昼間人口)	男性	1歳未満	事前	
		1~2歳	事前	
		3~14歳	事前	
		15~64歳	事前	
		65歳以上	事前	
	女性	1歳未満	事前	
		1~2歳	事前	
		3~14歳	事前	
		15~64歳	事前	
		65歳以上	事前	
支援物資1トンあたりに必要な拠点面積		事前	11.4m ² /トンに設定 ※東日本大震災における一次物資拠点(岩手県のアピオ)での実績	
想定避難者割合		事前	設定できない場合は「100%」と入力し、全人口が避難するものとする。	
備蓄物資量		事前		
物資拠点候補施設の床面積 (災害発生時に供出可能な床面積:想定)		事前		

5 関係機関の役割とタイムライン

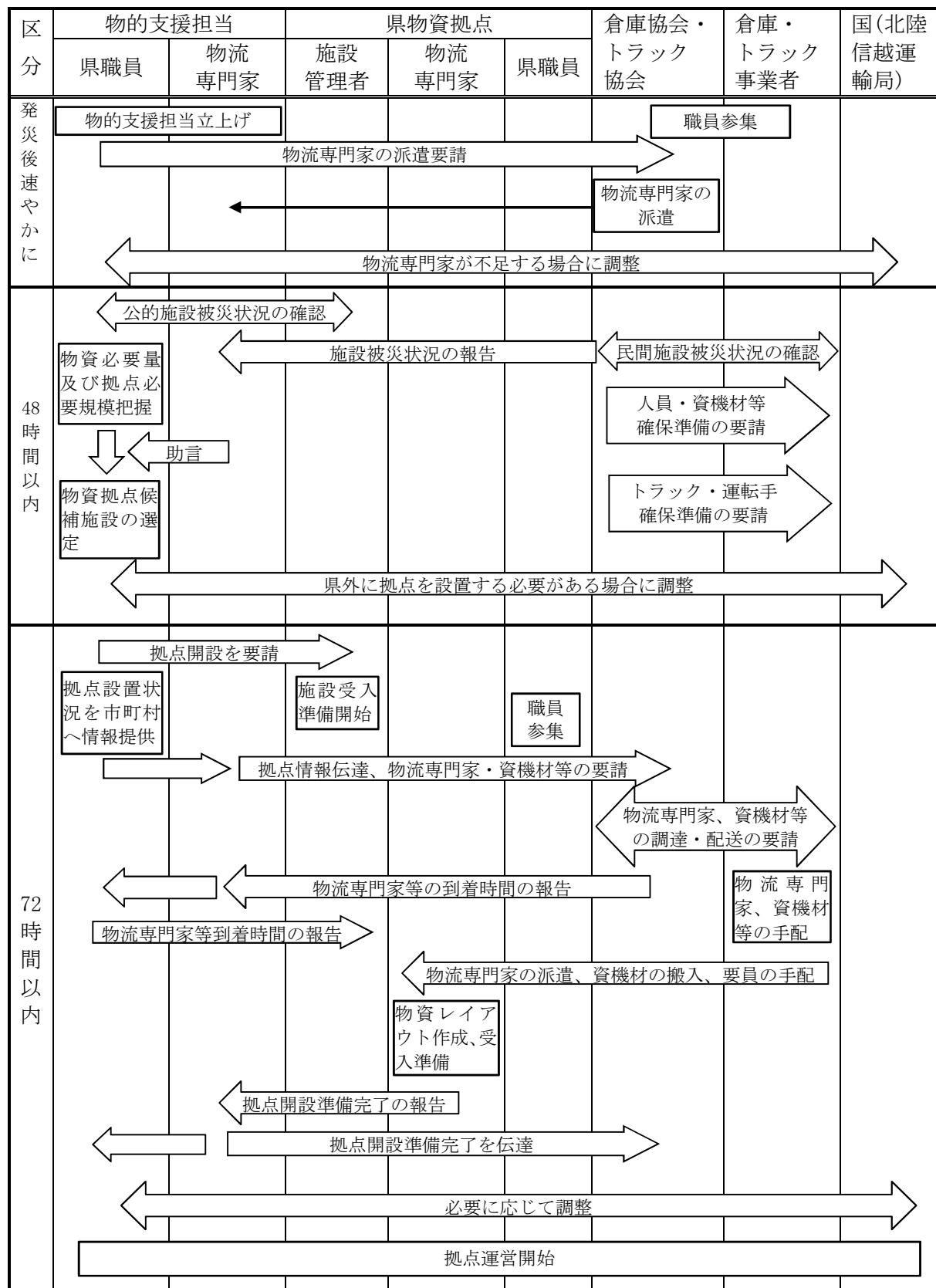
- 災害が発生してから物資拠点の開設・運営に至るまでの関係機関の役割は、図表4-8のとおりである。

図表4-8 物資拠点の開設・運営に至るまでの関係機関の役割

担当	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> ○県倉庫協会に、物的支援担当(物的支援総括)への物流専門家の配置を要請 ○県物資拠点候補施設(公的施設)の被災状況の確認を当該施設の管理者に依頼し、被災状況を把握 ○県物資拠点候補施設(公的施設)の被災状況と物流専門家が確認した県物資拠点候補施設(民間倉庫)の被災状況とを集約 ○必要となる支援物資量及びパレット量を想定し、適切に処理するための施設の必要規模を把握 ○被災状況や必要規模等を基にして、最適な拠点施設を選定 ○必要に応じて、国等に要請し、県外に県物資拠点を設置することも検討 ○県物資拠点の開設状況を市町村へ情報提供
国 (北陸信越) 運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ○物流専門家が不足した場合の調整 ○被災県内の県物資拠点が不足又は使用できないことが確認された場合、物的支援担当(物的支援総括)に対する応援県の物資拠点候補施設(民間施設)の情報提供、応援県や県倉庫協会・県トラック協会との調整 ○県物資拠点の開設・運営作業の進捗状況に応じて、被災県及び応援県の県倉庫協会・県トラック協会や物流専門家との調整その他支援物資輸送の運行調整等
県倉庫 協会	<ul style="list-style-type: none"> ○要請を受けて物流専門家を派遣 ○県物資拠点候補施設(民間倉庫)の被災状況の確認 ○県物資拠点施設の選定を支援 ○県物資拠点の運営に必要な人員と資機材等の確保を協会会員事業者に要請 ○選定された県物資拠点の運営を協会会員事業者に要請
県トラック 協会	<ul style="list-style-type: none"> ○物流専門家が不足した場合の調整 ○県物資拠点候補施設(民間倉庫)の被災状況の確認 ○県物資拠点施設の選定を支援 ○県物資拠点の運営に必要な人員と資機材等の確保を協会会員事業者に要請 ○トラックと運転手の確保を協会会員事業者に要請 ○県物資拠点から市町村物資拠点または避難所までの支援物資の輸送を協会会員事業者に要請

- 発災後、72時間以内における関係機関のタイムラインは、概ね図表4-9のとおりである。

図表 4-9 関係機関のタイムライン



6 物資拠点の選定

(1) 県物資拠点の選定

- 受援・応援グループ（物資拠点（開設））は、次の手順により県物資拠点の選定を行う。
 - ① 国や県倉庫協会等の関係機関と連携し、あらかじめリストアップしている候補施設の被災状況を確認する。
 - ② 受援・応援グループ（物資拠点（開設））は県有公的施設に関する被災状況及び施設の利用状況、国（北陸信越運輸局）は「災害時広域物資拠点施設リスト」の被災状況、県倉庫協会は民間倉庫の被災状況及び空き倉庫の情報を取得し、使用可否を確認する。
 - ③ ①と並行して、必要となる支援物資量及びパレット量を想定し、その物資量を適切に処理するための施設の必要規模を推定する。
 - ④ 受援・応援グループ（物資拠点（開設））は、物流専門家の助言を得つつ、使用可能であることが確認された施設の中から、必要規模を満たす施設を抽出する。
 - ⑤ 施設の抽出にあたっては、1箇所で支援物資を管理するケースや物資ごとに施設を使い分けるケース等も考慮して抽出する。
 - ⑥ 受援・応援グループ（物的支援総括）は、抽出した施設から各避難所までを対象とした輸送全体を念頭に、立地場所等を踏まえて最適な施設を選定する。選定にあたっては、まず、迅速に開設でき、人員や資機材が比較的確保しやすい民間物流拠点を検討する。
 - ⑦ 受援・応援グループ（物的支援総括）は、リストアップしていた施設が被災等により使用できない場合、あるいは被災市町村を支援するうえで必要な場合は、国（北陸信越運輸局）や近隣県に要請し、県外に拠点を確保する。
 - ⑧ 施設の選定にあたっては、被災地内に応援部隊等が活動していることから、被災地外に県物資拠点を設置し、被災地外の県物資拠点から市町村物資拠点などに輸送することも検討する。

(2) 市町村物資拠点の選定

- 市町村の物的支援担当は、次の手順により、市町村物資拠点を選定することが望ましい。
 - ① 民間物流業者等と連携し、あらかじめリストアップしている物資拠点候補施設の被災状況を確認する。
 - ② ①と並行し、必要支援物資量を適切に処理するための施設の規模を把握する。
 - ③ 物流専門家の助言を得つつ、使用可能であることが確認された施設の中から、必要規模を満たす施設を推計する。
 - ④ 施設の抽出にあたっては、1箇所で支援物資を管理するケースや物資ごとに

施設を使い分けるケース等も考慮して抽出する。

- ⑤ 抽出した施設から各避難所までを対象とした輸送全体を念頭に、立地場所を踏まえ、最適な施設を選定する。
- ⑥ 選定に当たっては、まず迅速に開設でき、人員や資機材が比較的確保しやすい民間物流拠点を検討する。
- ⑦ 事前にリストアップしていた施設が被災等により使用できない場合、県や近隣市町村に要請し、近隣市町村に拠点を確保する。

7 物資拠点の開設

(1) 県物資拠点の開設

＜民間施設を使用する場合＞

- 受援・応援グループ（物資拠点（開設））は、次の手順により県物資拠点を開設する。
 - ① 物流専門家（県倉庫協会）を通じ、施設を管理する事業者に拠点の開設を要請する。
 - ② 受援・応援グループ（輸送）を通じて県トラック協会に選定した拠点の施設名及び事業者名を連絡する。
 - ③ 物流専門家（県倉庫協会）を通じ、施設を管理する事業者と受け入れ可能な支援物資量や運営に必要な人員・資機材等の調整を行う。
 - ④ 受援・応援グループ（物資拠点（開設））は、必要に応じ、県倉庫協会、県トラック協会又は指定公共機関（運送事業者等）に県物資拠点への物流専門家の派遣、運営に必要となる人員、資機材の調達・配送を要請する。
 - ⑤ 物資拠点の開設後に必要に応じて、国（北陸信越運輸局）と作業状況に関する連絡・調整を行う。

＜公的施設を使用する場合＞

- 受援・応援グループ（物資拠点（開設））は、次の手順により県物資拠点を開設する。
 - ① 受援・応援グループ（物資拠点（開設））は、施設の管理者に対して、物資拠点の開設や受け入れ準備を要請する。
 - ② 物流専門家（県倉庫協会）と連携し、支援物資量と施設に配備されたフォークリフトやパレット等の設備状況から、拠点運営に適した物流専門家の要件や運営に必要となる人員や資機材の種類・数量等を検討する。
 - ③ 施設管理者は、拠点の開設及び受け入れ準備の完了を物的支援担当（物資拠点）に報告する。
 - ④ 受援・応援グループ（物資拠点（開設））は、物流専門家を通じ、県倉庫協会及び県トラック協会に選定した拠点の位置情報等を伝えるとともに、協定等

に基づき、県倉庫協会、県トラック協会又は指定公共機関（運送事業者等）に物資拠点への物流専門家の派遣や運営に必要となる人員や資機材の調達・配達を要請する。

- ⑤ 受援・応援グループ（物的支援総括）は、拠点運営に必要な職員を調整し、物的支援担当（物資拠点（運営））として物資拠点への職員派遣を行うとともに、物資拠点の施設管理者に対し、職員の到着時間を報告する。
- ⑥ 受援・応援グループ（物的支援総括）は、県倉庫協会、県 トラック協会又は指定公共機関（運送事業者等）から物資拠点に派遣する物流専門家や搬入する資機材の到着時間の報告を受けた後、物資拠点の施設管理者に対して、これらの到着時間を報告する。
- ⑦ 受援・応援グループ（物的支援総括）は、物流専門家と連携し、拠点開設後、必要に応じて、国（北陸信越運輸局）と作業状況に関する連絡・調整を行う。
- ⑧ 受援・応援グループ（物資拠点（運営））は、物資拠点に到着後、運営マニュアルに沿って、拠点内のレイアウトを定め支援物資の受け入れ体制を整備し、拠点を開設する。

（2）人員及び資機材の確保

① 県職員の派遣

- 受援・応援グループ（物的支援総括）は、担当職員を各々の県物資拠点に派遣し、担当職員は、受援・応援グループ（物的支援総括）や市町村の物的支援担当と連携しながら、物資の調達や市町村への輸送ルート等に関する連絡調整を行う。

② 作業要員及び資機材の確保

- 受援・応援グループ（物的支援総括）は、県物資拠点の作業要員及び資機材の確保について、民間物流拠点管理者や県倉庫協会、県 トラック協会に要請してもなお不足する場合は、国（対口支援等）や民間事業者に協力を要請する。

（3）市町村物資拠点の開設、人員及び資機材の確保

- 市町村物資拠点については、上記（1）～（2）に準ずる。

8 市町村物資拠点の把握

- 受援・応援グループ（物的支援総括）は、被災市町村からの報告や被災市町村に派遣されているリエゾン（現地情報連絡員）、県物資拠点の情報等を収集し、市町村物資拠点の開設状況を把握する。

9 被災市町村における物的ニーズの把握・取りまとめ

(1) 物的ニーズの把握

- 受援・応援グループ（要請受付）は、被災市町村からの物資供給要請を受け付けるとともに、被災市町村に派遣されているリエゾン（現地情報連絡員）や県災害対策本部各班等を通じて、被災市町村における物的ニーズを把握し、できる限り次の情報を取りまとめる。
 - ア 必要となる物資の品目及び数量
 - イ 必要となる資機材の品目及び数量
 - ウ 受入拠点（市町村物資拠点等）の場所及び経路
 - エ 市町村の応援要請担当者の氏名及び連絡先
 - オ 受入拠点（市町村物資拠点等）担当者の氏名及び連絡先
 - カ その他必要事項

(2) 外部に要請する物資の把握

- 受援・応援グループ（物的支援総括）は、県備蓄物資の供給を優先して調整したうえで、外部に物的支援を要請する物資を把握し、取りまとめ、受援・応援グループ（調達）に要請を指示する。

(3) 避難所等における物的ニーズの把握・取りまとめ

- 市町村は、避難所から必要物資の報告を受け付けるとともに、避難所等における物的ニーズを把握し、できる限り次の情報を取りまとめるものとする。
 - ア 必要となる物資の品目及び数量
 - イ 必要となる資機材の品目及び数量
 - ウ 避難所の場所及び経路
 - エ 応援要請担当者の氏名及び連絡先
 - オ 避難所担当者の氏名及び連絡先
 - カ その他必要事項

(4) 被災市町村による外部に要請する物資の把握

- 市町村は、市町村備蓄物資の供給を優先して備蓄物資の担当と調整したうえで、県をはじめとした外部に物的支援を要請する物資を把握し、取りまとめる。

10 県備蓄物資の供給準備

- 受援・応援グループ（物的支援総括）は、被災状況等から県備蓄物資の供給の可能性がある場合は、各備蓄倉庫における備蓄品目及び数量を把握する。
- 県（厚生企画課）は、速やかに報告できるよう、平常時から備蓄物資の在庫状況表を最新の状況に更新しておく。

11 物的支援の要請

（1）要請方法

- 市町村は、被害が甚大で市町村のみでは十分な対応ができないと見込まれる場合は、不足が見込まれる物資について、県等に物的支援を要請するものとする。
- 災害対策基本法第68条に基づき、県災害対策本部の受援・応援グループ（要請受付）に、市町村でとりまとめた物的ニーズ等の情報（以下のア～キ）を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまがない場合は、電話・FAX等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
 - ア 被害の状況
 - イ 必要となる物資の品目及び数量
 - ウ 必要となる資機材の品目及び数量
 - エ 受入拠点（物資拠点又は避難所）の場所及び受入拠点（物資拠点又は避難所）への経路
 - オ 応援要請担当者の氏名及び連絡先
 - カ 受入拠点（物資拠点又は避難所）担当者の氏名及び連絡先
 - キ その他必要事項
- 要請を受けた受援・応援グループ（要請受付）は、要請内容を受援・応援グループ（物的支援総括）に報告する。
- 受援・応援グループ（物的支援総括）は、被災市町村への物的支援について、まず、県備蓄物資の供給について調整する。
- 受援・応援グループ（調達）は、被害が甚大で県備蓄物資のみでは十分な対応ができないと見込まれる場合は、不足が見込まれる物資について、災害救助物資の供給等に関する協定や災害対策基本法等に基づき、民間事業者や県内市町村、国、都道府県に対して物的支援を要請する。
- 支援物資提供の決定にあたっては、物的支援担当（要請受付）より、応援の要請を行った市町村に対し、その旨を記した帳票を送信する。

（2）要請手順

- 要請にあたっては、被災状況や必要となる物的支援の量により、次の手順により要請する。

① 民間事業者からの調達

- 受援・応援グループ（物的支援総括）は、関係各班と連携し、各民間事業者と締結した協定に基づき、受援・応援グループ（調達）を通じて、流通在庫を調達する。

② 県内市町村への要請

- 受援・応援グループ（物的支援総括）は、県内の非被災市町村と物的支援について調整し、必要に応じて、災害対策基本法第72条第2項に基づき、受援・応援グループ（調達）を通じて、応援を求める。

③ 都道府県、全国知事会、国への要請

- 受援・応援グループ（物的支援総括）は、被災状況や必要となる物資の量により、受援・応援グループ（調達）を通じて、中部9県1市の応援協定による要請や全国知事会、国等に要請を行う。

④ 帳票の提出

- 受援・応援グループ（調達）は、支援物資提供の決定にあたっては、応援地方公共団体毎に、次の情報を記した帳票の提出を求める。

- ア 応援組織名
- イ 所在地
- ウ 担当者名
- エ 担当者連絡先
- オ 支援物資
- カ 内容量
- キ 送付先
- ク 出発予定・到着予定
- ケ 送付手段
- コ 貸貸物資の終了予定日
- サ 応援内容に基づく協定等
- シ 有償の応援（金額等）

(3) プッシュ型支援の要請

- 受援・応援グループ（物的支援総括）は、受援・応援グループの他担当や国等と協議し、市町村が自身で必要な支援物資に関する要請を行うことが困難と判断される場合は、当該市町村に対して、プッシュ型支援を国等に要請する。
- プッシュ型支援の実施が決定された場合、受援・応援グループ（要請受付）は、県リエゾン（現地情報連絡員）からの被災規模の情報や、事前に想定している必要物資量等から当該市町村における支援物資必要量を想定し、結果を受

援・応援グループ（物的支援総括）に伝達する。

12 支援物資の受入れ

（1）支援物資の把握・取りまとめ

- 受援・応援グループ（調達）は、上記11による応援要請先等から帳票の送付を受けたときは、当該帳票に次の情報を記したうえで、物的資源管理表に入力し、支援物資の把握・取りまとめを行うとともに、受援・応援グループ（物的支援総括）をはじめ関係各班等と情報共有を行う。
 - ア 受信日時
 - イ 受信者名
 - ウ 受信者連絡先

（2）県物資拠点での受入れ

- 支援物資について県物資拠点を経由させる場合、受援・応援グループ（物的支援総括）は、上記（1）により受領した帳票に次の情報を記したうえで、県物資拠点の拠点運営担当に送信する。
 - ア 送信日時
 - イ 送信者名
 - ウ 送信者連絡先
- 送信を受けた拠点運営担当は、必要な人員・資機材を準備し、支援物資の入庫準備を行い、到着した物資と帳票とをつき合わせたうえ入庫する。
- 情報の明示のない支援物資は、内容物の確認や仕分けなどの作業の負担が増すことから、受援・応援グループ（物資拠点（運営））は、このような支援物資が到着した場合、受援・応援グループ（物的支援総括）と調整し、到着した支援物資と混同させないよう入庫を行い、入庫情報を受援・応援グループ（物的支援総括）に報告する。

13 支援物資の供給

（1）供給の概要

- 受援・応援グループ（物的支援総括）は、県災害対策本部（道路班）等に、緊急通行確保路線の被害状況や国・市町村道の被害状況、道路啓開状況、中核給油所（中核SS）の稼動状況等の情報提供を依頼し、受援・応援グループ（輸送）は、得られた情報を集約し、物流専門家（県トラック協会）の助言を得ながら、被災市町村の受入施設までの輸送ルートを選定する。
- 受援・応援グループ（物的支援総括）は、市町村からの要請や県備蓄物資、物的支援の受け入れ状況等を整理し、市町村へ供給可能な物資について、「ど

こへ」、「どれだけ」、「いつ」供給するかを整理した配分計画を作成し、この配分計画を受援・応援グループ（輸送）に連絡する。

- 受援・応援グループ（輸送）は、配分計画に基づき、物流専門家（県トラック協会）とともに「どの物資拠点で」、「何を」、「どれだけ」集荷し、それを「どの市町村へ」、「何を」、「どれだけ」、「いつ」輸送するかを整理した「輸送指示書」を作成する。
- 受援・応援グループ（輸送）は、「輸送指示書」に基づき、車両サイズ・車種を選定し、配車計画を策定し、物流専門家（県 トラック 協会）を通じ、県 トラック 協会に車両とドライバーの確保を要請する。
- 県 トラック 協会は、配車計画に基づき、物流事業者を選定し支援物資の輸送を要請する。
- 物流事業者は、配車計画に基づき、支援物資の輸送を行う。

（2）県備蓄倉庫（県備蓄物資）からの供給

- 受援・応援グループ（物的支援総括）は、被災市町村又は県リエゾン（現地情報連絡員）と調整し、供給を決定する。
- 物的支援担当（物的支援総括）は、県備蓄倉庫から各市町村物資拠点への物資の輸送について配分計画を定め、物的支援担当（輸送）に指示する。
- 受援・応援グループ（輸送）は、配分計画に基づき、必要な情報を記した帳票を作成し、要請のあった市町村に送信するとともに、（1）の手順に従い、県 トラック 協会に輸送を依頼する。輸送後、受援・応援グループ（物的支援総括、要請受付）に完了を報告する。

（3）要請先等から市町村物資拠点又は避難所への直接供給

- 県外からの多数のトラックが市町村物資拠点や避難所に向かい、交通渋滞等が発生するリスクがあることから、県物資拠点に集約することが原則であることに留意する。ただし、県物資拠点と市町村物資拠点又は大規模な避難所が近接する場合や交通渋滞の恐れがない場合など、直接供給が効率的となりうる。
- 支援物資について県物資拠点を経由せずに、直接、市町村物資拠点又は避難所に供給する場合は、受援・応援グループ（物的支援総括）は、受援・応援グループ（調達）を通じて、要請先等に直接供給を依頼する。
- 受援・応援グループ（物的支援総括）は、要請先等から受領した帳票に次の情報を記し、受援・応援グループ（要請受付）を通じて、供給先市町村に送信する。
 - ア 送信日時
 - イ 送信者名
 - ウ 送信者連絡先
- 受援・応援グループ（物的支援総括）は、各協定等に基づき、関係各班と連携

し、引渡場所に職員等を派遣し、物資を確認のうえ、受領する。

(4) 県物資拠点から市町村物資拠点又は避難所への供給

- 物受援・応援グループ（物的支援総括）は、（1）の手順で定めた配分計画及び配車計画を、受援・応援グループ（物資拠点（運営））に伝達する。
- 受援・応援グループ（物資拠点（運営））は、配車計画に記載された出荷車両の到着予定日時までに、物資の積込に必要な人員・資機材を準備する。
- 物資を出荷車両に積込後、受援・応援グループ（物的支援総括）に出庫情報を連絡するとともに、出荷した物資の品目・数量に基づき、在庫管理を行う。

(5) 市町村の負担軽減

- 受援・応援グループ（物的支援総括）は、物資の提供ルートが確立され、県物資拠点が円滑に運営できるようになった場合、物資の積替え作業等による被災市町村の負担を軽減するため、県物資拠点において物資の仕分けを行い、大規模な避難所等に直接配送することも検討する。
- 受援・応援グループ（物的支援総括）は、市町村物資拠点の運営に支障が生じている場合、人員や資機材の確保について、県トラック協会や県倉庫協会、民間事業者、指定公共機関、指定地方公共機関等と調整する。

14 県物資拠点の運営

(1) 情報管理と伝達・調整

- 受援・応援グループ（物的支援総括）は、トラックの到着時間や到着物資の量・種類、物資拠点の受け入れ可能量等の支援物資に係る情報を一元的に管理し、受援・応援グループ（物資拠点（運営））に対して、速やかに情報伝達するとともに、関係機関と連携を図り、必要な調整を行う。

(2) 拠点運営の主な運営業務

- 受援・応援グループ（物資拠点（運営））は、倉庫・トラック事業者及び物的支援担当と情報共有や連絡調整を行い、上記4に定める県物資拠点の選定・開設・運営に係るマニュアルに基づき、次の業務を実施する。
 - ア 受援・応援グループ（物的支援総括）から届く支援物資の輸送情報（品目、量、到着予定日時）に基づく受け入れ準備
 - イ 到着した支援物資の荷下ろし、荷捌き、検品、入庫（ロケーション、在庫入力）、到着情報の物的支援担当への連絡
 - ウ 物的支援担当（物的支援総括）から届く支援物資要請情報（品目、量、届け先）に基づく出庫作業（在庫引当、ピッキング、出荷荷揃え）
 - エ トラック到着の確認

- オ トラック積込み、出庫、在庫引き落とし、出庫情報の物的支援担当（物的支援総括）への連絡
- カ 支援物資要請情報の在庫が不足している場合、物的支援担当（物的支援総括）に手配を要請
- キ 物的支援担当（物資拠点（運営））との在庫情報の照合
- ク 夜間等における物資の盗難防止措置
- ケ 余震や二次災害への危機管理
- コ 拠点で滞留物資が発生した場合、物的支援担当（輸送）に処理を要請
- サ 拠点の運営に携わる人員や資機材が不足する場合、物的支援担当（物的支援総括）に追加を要請
- シ その他付随する業務

(3) 物資拠点の主な監督業務

- 受援・応援グループ（物的支援総括）は、次の業務を実施する。
- ア 支援物資の調達状況についての情報の整理
- イ 被災市町村からの支援物資要請情報の整理
- ウ 受援・応援グループ（物資拠点（運営））に支援物資の輸送情報（品目、数量、到着予定日時）及び市町村からの支援物資要請の情報連絡
- エ 受援・応援グループ（物資拠点（運営））から連絡を受けた拠点運営スケジュールをもとに、市町村物資集積拠点への物資の輸送について、受援・応援グループ（輸送）を通じ、県トラック協会に要請
- オ 受援・応援グループ（物資拠点（運営））から支援物資到着情報の連絡の受け取り
- カ 市町村からの支援物資要請をもとにした在庫引当の確認
- キ 受援・応援グループ（物資拠点（運営））からの出庫情報の連絡をもとに、在庫引落を行う依頼・確認
- ク 拠点の在庫との照合
- ケ 受援・応援グループ（物資拠点（運営））からの人員や資機材の要請を受け、県トラック協会や県倉庫協会、各種知事会等に人員や資機材を追加要請
- コ 拠点で滞留物資が発生した時の対処方法の決定と連絡
- サ 市町村の被災状況・運営状況等を把握し、市町村物資拠点の開設が困難な場合に、拠点から直接避難所へ輸送
- シ 拠点の電力などライフライン等の維持確保
- ス その他付随する業務

15 災害発生時の輸送手段の確保

- 受援・応援グループ（物的支援総括）は、受援・応援グループ（輸送）を通じて、県トラック協会や協定締結先、指定公共機関（運送事業者等）に対して、県物資拠点から市町村物資拠点への緊急輸送を要請する。
- 市町村物資拠点から避難所までの輸送については、市町村が運行調整を行うことから、市町村から輸送事業者への要請に備え、受援・応援グループ（輸送）は、輸送事業者に対し、協定に基づく被災市町村への協力を要請する。
- 県・市町村が県トラック協会や特定の物流事業者に対し、輸送依頼が集中することを避けるため、市町村ごとに、担当する物流事業者を割り当てるなどを物流専門家（県トラック協会）や国（北陸信越運輸局）とともに検討する。
- 災害直後など、物流事業者の体制が整っておらず、支援が得られない場合を想定し、職員自らが公用車・レンタカーで輸送する体制も検討しておく。物流事業者の復旧の進捗にあわせ、物流業務の依頼範囲を拡大していく。

16 自衛隊に対する災害派遣要請

- 市町村において、市町村物資拠点の開設・運営又は支援物資の輸送が困難な場合、市町村長は、県知事に対し、自衛隊に支援物資の緊急輸送のための災害派遣を要求するものとする。
- 県は、県又は市町村における物資拠点の開設・運営又は支援物資の輸送が困難であると判断した場合は、自衛隊に支援物資の緊急輸送のための災害派遣を要請する。

17 物資輸送ルートの確保等

- 市町村は、緊急通行確保路線の被害状況や市町村道の被害状況、道路啓閉状況等を集約し、避難所等の支援物資配送施設までの輸送ルートを選定する必要がある。
- 受援・応援グループ（物的支援総括）は、緊急物資を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、警察庁が定める要領による緊急通行車両等事前届出制度の活用など必要な調整を行う。
- 県公安委員会による緊急交通路の指定後、緊急物資の搬送を行う事業者は、速やかに緊急通行車両等であることの確認を受け、輸送体制を確保する。
- 総合災害情報システム（DiMAPS）などの活用により、渋滞状況や通行可能ルートなどの情報を関係者で共有するための体制を整備する。

18 自動車燃料の確保

- 緊急輸送車両の燃料を確保する必要が生じた場合は、受援・応援グループ（物的支援総括）は、受援・応援グループ（応援部隊等支援）を通じて、優先的に燃料の供給を行うよう県石油商業組合に要請する。そのうえでも確保が困難な場合は、国の緊急災害対策本部に対し、緊急供給要請を行う。
- 市町村は、緊急輸送車両の燃料を確保する必要が生じた場合、燃料の供給を受援・応援グループ（応援部隊等支援）に要請する。

19 義援物資の取り扱い

- 無償で提供される義援物資については、過去の災害において、1つの梱包に複数品目が混在されている、梱包の形状やサイズが不均一である等のため、仕分けに要する施設面積や手間が多くなる等により、拠点の人員やスペースを大幅に消費する傾向が見られたことに留意し、県（防災・危機管理課、厚生企画課）は、受け入れの基準や受け入れのオペレーションをあらかじめ検討しておく。

20 余剰物資の取り扱い

- 発災後、一定期間が経過すると、物資の余剰が発生し始めることが予想されることから、受援・応援グループ（物資拠点）は、余剰物資を保管するための拠点を開設・運用する手配を行うとともに、受援・応援グループ（輸送）は、既存の物資拠点から余剰物資を受け入れる拠点への輸送を県トラック協会に依頼する。
- 余剰物資の拠点は、入出荷の頻度が低くなることから、体育館などフォークリフトが使えない施設などの利用も検討するものとする。

第5章 その他の受援

1 緊急輸送ルートの確保

- 大規模災害発生時には、道路の寸断や一般車両通行による渋滞発生等により、緊急支援車両の目的地到着に支障を来すことが想定される。
- 全国からの人員や物資、燃料等の輸送を迅速かつ円滑に行えるよう、陸・海・空の緊急輸送ルートを確保する。

(1) 陸上輸送ルートの確保

- 陸上輸送ルートの確保については、県地域防災計画で定める「緊急道路ネットワークの確保」（第1次緊急通行確保路線、第2次緊急通行確保路線、第3次緊急通行確保路線の指定）に基づくものとする。
- 道路啓開については、国、県、市町村、関係機関間の協議を行い、啓開の優先順位を明確にしたうえで、順次作業を実施する。
- 県災害対策本部（道路班）は、必要に応じて、県が管理する道路について、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、区間の指定を行い、車両の移動など緊急通行車両等の通行を確保するために必要な措置を行う。
- 県公安委員会は、必要に応じて、緊急通行確保路線を緊急交通路に指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
- 県（防災・危機管理課）は、防災関係機関に対して、あらかじめ緊急通行車両として使用が想定される車両について、緊急交通路の円滑な運行ができるよう、県公安委員会が定めている緊急通行車両等事前届出制度の活用について周知を図る。

(2) 海上輸送ルートの確保

- 県災害対策本部（港湾班、水産漁港班）は、海上輸送ルートで利用する海上輸送拠点は、地域防災計画で定める港湾（伏木富山港、魚津港、氷見漁港、宮崎漁港）の中から、航路やアクセス道路等の被災状況を把握した後、関係機関と協議のうえ選定する。
- 選定した海上輸送拠点及びアクセス道路等の応急復旧を行い、概ね3日以内（発災時間等による）に救援物資等を輸送する船舶の受入れ準備を整える。
- 啓開後の船舶の受入れにあたっては、啓開作業等を踏まえ、航行可能海域・航路について船舶へ周知徹底を図り、船舶の航行安全確保に努める。
- 海上輸送ルートを活用した被災者の救助について、伏木海上保安部及び海上自衛隊に支援を要請する。

(3) 航空輸送ルートの確保

- 航空輸送ルートで利用する航空輸送拠点の富山空港は、航空機を利用した部隊及び物資の輸送に使用するとともに、ＳＣＵ（広域搬送拠点臨時医療施設）として活用する。

2 ヘリコプターの運用調整

- 大規模災害時には、救援活動のみならず医療緊急搬送や物資輸送等幅広い活動に従事する多数のヘリコプターが県外から派遣されるため、県災害対策本部（航空班）は、国土交通省、自衛隊、海上保安庁、消防、警察、災害医療対策チーム等と各機関のヘリコプターの運用について調整する。

(1) 拠点施設等のリストアップ

- 県及び市町村は、ヘリポート・場外離着陸場となる拠点施設等をあらかじめリストアップし、関係者で共有する。

(2) 飛行統制の要請

- 県災害対策本部（航空班）は、報道機関のヘリコプターを含め活動に従事するヘリコプターの飛行統制を国土交通省へ要請する。ただし、状況によりやむを得ない場合は、飛行援助用航空局の設置を自衛隊に要請する。

(3) 燃料補給

- ヘリコプターの燃料補給については、基本的には、各機関の計画で実施するが、緊急上やむを得ない場合は、県災害対策本部（航空班）が調整する。

3 燃料、電力、ガスの供給

- 大規模災害時には、多くの石油・電力・ガス関連施設が被災し、燃料供給の確保が困難になることが想定される。
- 災害応急対策活動に必要な燃料のほか、災害対策本部となる庁舎や災害拠点病院、応援部隊活動拠点その他の災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設（以下、「優先供給施設」という。）の業務継続に必要な燃料を確保し、優先的に供給する。

(1) 燃料の供給

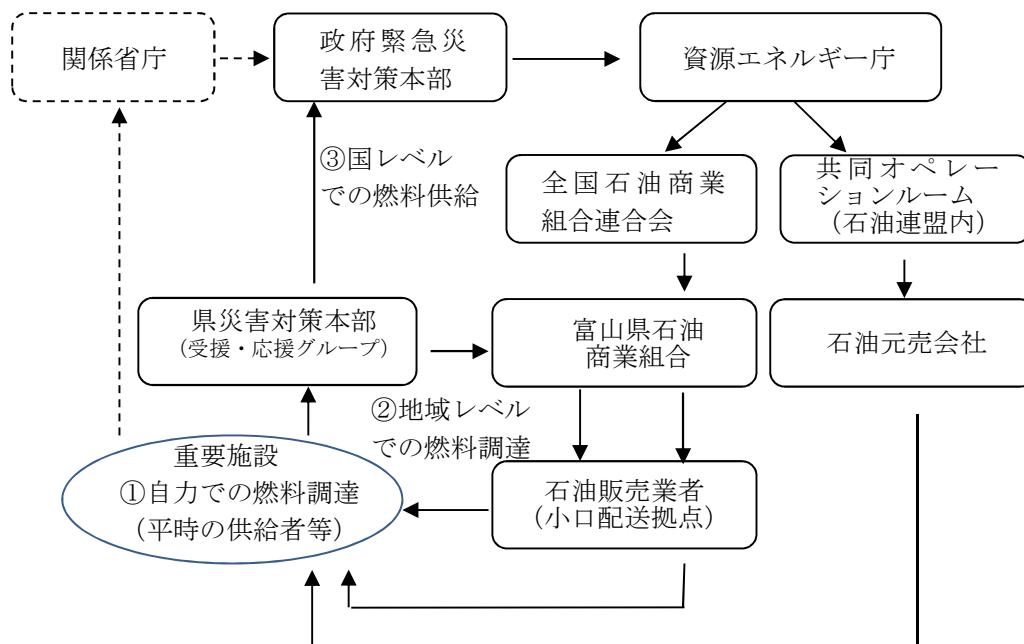
① 優先供給の要請

- 県（防災・危機管理課）は優先供給施設をあらかじめリストアップしておく。
- 受援・応援グループ（応援部隊等支援）は、優先供給施設について燃料供給の

必要性を確認し、協定に基づき、県石油商業組合及び（一社）県エルピーガス協会に対して優先供給を要請する。

- 経費の負担は、供給を受けた者が供給を受けたときに精算することを原則とする。
- 受援・応援グループ（応援部隊等支援）は、優先供給では燃料確保が困難である時は、燃料需要をとりまとめのうえ、国の緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請する。

図表5－1 重要施設に対する燃料供給の流れ



② 優先供給施設への供給

- 県石油商業組合及び（一社）県エルピーガス協会は、県からの優先供給の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、当該優先供給施設へ燃料の配送を行う。
- 受援・応援グループ（応援部隊等支援）は、市町村より避難所等における炊き出し用の燃料供給の要請があった場合は、協定に基づき、県エルピーガス協会に対してLPGガス及び設備の供給を要請する。

③ 緊急通行車両等への供給

- 受援・応援グループ（応援部隊等支援）は、県石油商業組合に対して、協定に基づき、緊急通行車両等への優先供給を要請する。
- 対象となる緊急通行車両等は、以下のとおりとする。
 - ア 消防車、救急車、警察用自動車、自衛隊車両など

イ ライフライン事業者など災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための自動車（通常、都道府県知事又は公安委員会が交付した標章等を前面に掲示しているもの）

- 県石油商業組合は、組合員の給油所等の被災状況を把握し、供給可能な給油所についての情報を受援・応援グループ（応援部隊等支援）に提供する。
- 受援・応援グループ（応援部隊等支援）は、緊急通行車両等が優先供給を受けられるよう、中核給油所（中核SS）及び供給可能な給油所についての情報を提供する。
- 受援・応援グループ（応援部隊等支援）は、燃料を輸送する車両が緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう、警察庁が定める要領による緊急通行車両等事前届出制度の活用など必要な調整を行う。
- 県公安委員会による緊急交通路の指定後、燃料輸送を行う事業者は、速やかに緊急通行車両であることの確認を受け、輸送体制を確保する。

（2）電力・ガスの供給

① 電力の臨時供給の要請

- 電力事業者は、発災後供給支障が発生している地域について県災害対策本部（商企画班）に情報を提供する。
- 受援・応援グループ（応援部隊等支援）は、優先供給施設等について電力の臨時供給の必要性を確認し、可能な範囲で供給の優先順位を検討し、臨時供給を行うべき施設への電力の臨時供給を電力事業者に要請する。

② ガスの臨時供給の要請

- ガス事業者は、発災後、供給支障が発生している地域について県災害対策本部（商企画班）に情報を提供する。
- 受援・応援グループ（応援部隊等支援）は、優先供給施設等についてガスの臨時供給の必要性を確認し、可能な範囲で供給の優先順位を検討のうえ、臨時供給を行うべき施設へのガスの臨時供給をガス事業者に要請する。

③ 国の調整・臨時供給

- 県と電力事業者との間で電力供給を優先すべき施設の調整が調わない場合には、県は、国の緊急災害対策本部に対して調整・臨時供給を要請する。
- 県とガス会社との間でガス供給を優先すべき施設の調整が調わない場合には、県は、国の緊急災害対策本部に対して調整・臨時供給を要請する。

4 費用負担及び事故等の責任

- 県内で災害が発生し、県が締結する相互応援協定に基づき、被災市町村が全国の自治体等から応援を受け入れる際の費用負担については、以下の関係法令を踏まえて対応する。ただし、法令に別に定めのある場合又は県及び市町村が個別に締結する相互応援協定に基づき、当該市町村が応援を受け入れる場合は、当該法令又は協定の規定に従うものとする。

(1) 応援費用及び事故等の責任

- 応援に要する費用は、原則として応援を受けた被災自治体が負担する。
(災害対策基本法第 92 条)
- 応援職員が業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援をする自治体の負担とする。(地方公務員災害補償法)
- 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その従事中に生じたものについては被災自治体、被災自治体への往復の途中に生じたものについては応援をする自治体が賠償責任を負う。
(国家賠償法第 1 条等)

(2) 救助費用及び災害救助法の対象経費

- 災害救助法の規定による救助に要する費用は、県がこれを支弁する。
(災害救助法第 18 条)
- 災害救助法の対象経費は、図表 5－2 のとおりであり、詳細な災害救助法対象経費については、災害救助事務取扱要領を参照する。

図表 5－2 災害救助法の対象経費

主な応援・受援業務における対象経費

(地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン (H29.3 内閣府作成))

受援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部 支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ・仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点 運営要員	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法救援物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ・車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張費
被災者の生活支援	住家被害認定、 罹災証明書交付 業務要員	※対象外
災害廃棄物	ごみ収集車の 派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

富山県災害時受援計画

発 行 人

富山県

住 所

富山市新総曲輪1番7号 〒930-8501

(事務局 富山県総合政策局 防災・危機管理課)